

第十二回国会 大蔵委員会 議 録 第二一 号

昭和二十六年十月二十四日(水曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直己君 理事 内藤 友明君

理事 淺香 忠雄君

理事 佐久間 徹君

理事 清水 逸平君

理事 三宅 則義君

理事 宮腰 喜助君

理事 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川五郎君

大蔵事務官 河野 通君

(銀行局長)

委員外の出席者

日本輸出銀行理事 山際 正道君

日本輸出銀行理事 高橋 一君

日本輸出銀行理事 立明 正君

行營業部長 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

十月二十二日

連合国財産補償法案(内閣提出第五号)

十月二十三日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

同月二十四日

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二二号)

一般会計の歳出の財源に充てるため

の資金運用部特別会計から繰入

金に関する法律案(内閣提出第二三

号)

同月二十二日

革製手袋に対する物品税の免税点設

定に関する法律案(天野公義君紹介)

(第二二二号)

金庫等に対する物品税撤廃の請願

(三宅則義君紹介)(第一五三三三

号)

水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤

廃の請願(本多市郎君紹介)(第一五

四号)

人形及び玩具等に対する物品税撤廃

の請願(西村直己君紹介)(第一五五

号)

照明器具に対する物品税撤廃の請願

(天野公義君紹介)(第一五六六号)

公務員の新退職給付制度確立に関す

る請願(石田一松君紹介)(第一五七

号)

同(河野金昇君紹介)(第一五八号)

同(並木芳雄君紹介)(第一五九号)

同(船越弘君外九名紹介)(第一六〇

号)

退職金に対する所得税免除の請願

(辻寛一君紹介)(第一六一号)

未復業者給與法の適用患者に対する

療養期間延長に関する請願外三件

(刈田アサノ君紹介)(第一六二二二

号)

同(福田昌子君紹介)(第一六三三三

号)

特別未帰還者給與法等廃止反対に関

する請願(福田昌子君紹介)(第一六

四号)

たばこ小売人の利益率引上げに関す

る請願外一件(岡田五郎君紹介)(第

一六五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

医師に対する課税に関する陳情書

(水戸市島見町茨城県医師連盟委員

長志村固作)(第一六五五号)

税制改正に関する陳情書(東京都千

代田区丸の内三丁目十四番地日本商

工会議所会頭藤山愛一郎)(第一六七

号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

日本輸出銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

法律、財産税法の一部を改正する法律

案、及び法人税法の一部を改正する法

律案、計五法律案を一括議題としたし

まして、まず政府当局より提案の趣旨

の説明を求めます。西川政務次官。

連合国財産補償法案

連合国財産補償法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 損害額の算定(第五條—

第十三條)

第三章 補償金の支拂(第十四

條—第十九條)

第四章 連合国財産補償審査会

(第二十條)

第五章 雑則(第二十一條—第二

十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、連合国との間

の平和の回復に伴い、連合国又は

連合国人が本邦内に有していた財

産について戦争の結果生じた損害

に対し、補償を行うことを目的と

する。

(定義)

第二條 この法律において「連合国」

とは、日本国との平和条約(以下「平

和条約」という。)第二十五條に規

定する連合国をいう。

2 この法律において「連合国人」と

は、左の各号に掲げるものをい

う。

1 連合国の国籍を有する者

2 連合国の法令に基いて設立さ

れた法人その他の団体

3 前号に掲げるものを除く外、

営利を目的とする法人その他の

団体で、前二号又は本号に掲げ

るものがその株式又は持分(当

該法人その他の団体の役員が有

する株式又は持分を除く。)の全

部を有するもの

4 第二号に掲げるものを除く

外、前三号又は本号に掲げるも

のが支配する宗教法人その他の

営利を目的としない法人その他

の団体

3 この法律において「本邦」とは、

本州、北海道、四国、九州その他

平和条約により日本国の主権が回

復される地域をいう。

4 この法律において「戦時特別措

置」とは、旧敵産管理法(昭和十六

年法律第九十九号)による措置そ

の他の対策措置であつて、連合国

の国籍を有する者の逮捕、抑留若

しくは拘禁又は連合国人の財産の

処分若しくは売却その他の日本政

府又はその代理機関による公権力

の行使として執られた措置をい

う。

5 この法律において「財産」とは、

動産、不動産、これらのものの上

に存する権利、特許権、実用新案

権、意匠権、商標権、債権、株式、

出資に基く権利その他これらに準

ずる財産権をいう。

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

第一類第六号 大蔵委員会議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

(補償の原則)

第三條 連合国又は連合国人が昭和十六年十二月八日(以下「開戦時」という。)において本邦内に所有していた財産について戦争の結果損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。但し、連合国人が有していた財産については、当該連合国人が旧敵産管理法により敵国として告示された国に所属する場合又は当該連合国人が戦時特別措置により逮捕され、抑留され、若しくは拘禁され、若しくはその有していた財産を押収され、処分され、若しくは売却された場合に限る。

2 前項に規定する場合を除く外、戦時中本邦内に居住していなかった個人又は本邦内において業務を行つていなかった法人である連合国人が開戦時において本邦内に所有していた財産について第四條第一項第一号又は第五号に掲げる損害が生じたときは、日本政府は、その損害を補償するものとする。

3 返還できる状態にある財産について平和條約に規定される期限までに返還の請求がされなかつたときは、その財産について生じた損害は、補償されないものとする。但し、その期限までに返還の請求がされなかつたことにつき日本政府がやむを得ない事由があると認められたときは、この限りではない。

4 第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができるときは、連合国である場合を除く外、開戦時及び平和條約の効力

発生時において連合国人であるものでなければならぬ。

5 連合国人の財産の承継人が平和條約の効力発生時において連合国人であるときは、その承継人は、第一項又は第二項の規定による損害の補償の請求をすることができ

る。但し、承継人が損害の生じていた財産を承継した場合においては、その損害についての補償の請求権を当該財産とともに承継したときに限る。

6 前五項の規定は、旧外貨債処理法(昭和十八年法律第六十号)の規定の適用を受けた公債及び社債並びにこれらに係る利子債権については、適用しない。

(損害の範囲及び財産の所在)
第四條 前條第一項に規定する戦争の結果財産について生じた損害は、左の各号に掲げる損害とする。

一 日本国又は日本国と戦争し、若しくは交戦状態にあつた国の戦時行為に基因する損害

二 戦時特別措置その他日本政府又はその代理機関の措置に基因する損害

三 当該財産の管理者又は所持人が相當の注意を怠つたことに基因する損害

四 連合国人が戦争のため当該財産を本邦内において保険に付することができなかつたことに基因する損害

五 連合国占領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で、連合国占領軍が相當の注意を怠つたこと又は連合国人が当該財

産を保険に付することができなかつたことに基因する損害

2 開戦時公海を航行中の日本船舶に搭載されていた運送品又は手荷物であつて本邦内に陸揚されたものは、開戦時において本邦内にあつたものとみなす。

第二章 損害額の算定

(有体物の損害)
第五條 有体物が返還されたものについて生じた損害額は、その財産の返還時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時(第十六條第一項又は第四項の規定により日本政府が補償金を支拂う時をいう。以下同じ。)において必要な金額のうち前條第一項に規定する損害に係る金額とする。この場合

において、その財産がその返還後日本政府の負担によつて補修されたものであるときは、当該財産については、その補修された時の状態を返還時の状態とみなす。

2 有体物が滅失し、若しくは著しい損害が生じたため又は所在不明のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、開戦時の状態のその財産と同様の財産を本邦内において買い入れるため補償時において必要な金額のうち前條第一項に規定する損害に係る金額とする。

3 前二項に規定する有体物以外の有体物について生じた損害額は、その財産の平和條約の効力発生時の状態を開戦時の状態まで回復するため補償時において必要な金額のうち前條第一項に規定する損害に係る金額とする。

(用役物権及び不動産の賃借権の損害)
第六條 地上権、永小作権、地役権又は不動産の賃借権で、これらの権利の目的物の滅失又は著しい変更のため返還されなかつたものについて生じた損害額は、これらの権利と同様の権利を本邦内において取得するため補償時において必要な金額とする。

(金銭債権の損害)
第七條 金銭債権について生じた損害額は、戦時特別措置により譲渡され、又は消滅した債権額とする。

2 金銭債権を担保する抵当権、質権、留置権若しくは先取特権が戦時特別措置により消滅した場合又はこれらの権利の目的物が戦争の結果滅失又は著しい損害を受けた場合においては、生じた損害額は、これらの権利の消滅又はその目的物の滅失若しくは著しい損害により債権者が弁済を受けることができなくなつた額とする。

(公債等の損害)
第八條 戦時特別措置の適用を受けた公債、社債、特別の法律により法人の発行した債券又は外国若しくは外国法人の発行する公債若しくは社債(以下「公債等」という。)で返還されなかつたもののうち補償時までに償還期限が到来しているものについて生じた損害額は、その公債等の元本の額とその公債等に附属していた利の額との合計額とする。

2 返還されなかつた公債等で補償時までに償還期限が到来していな

いものについて生じた損害額は、その公債等の補償時における時価と補償時までに支拂期限の到来している利の額との合計額とする。

(工業所有権の損害)
第九條 専用権(旧工業所有権臨時法(大正六年法律第二十一号)第五條の規定により専用することの免許を受けた者の権利をいう。以下同じ。)を設けられた特許発明に係る特許権(連合国人工業所有権戦後措置令(昭和二十四年政令第三百九号)第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に對する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。)について生じた損害額は、その専用権者がその特許権の存続期間中その特許発明を実施した場合において支拂うべきであつた特許実施料に相當する金額であつた特許権者が日本政府に對し納付すべきであつた特許料に相當する金額を差し引いた金額とする。

2 戦時特別措置によつて取り消され、又は特許権者である連合国人の自由な意思に基かないで譲渡された特許権(連合国人工業所有権戦後措置令第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許発明の実施又は特許権の消滅に對する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。)について生じた損害額は、特許権者が存続すべき期間中に、その特許発明を実施した者が支拂うべきであつた特許実施料に相當する金額

から同期間中にその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

3 特許料の不納又は存続期間の満了によつて消滅した特許権（連合国人工業所有権後援令第五條の規定により同條に規定する期間中におけるその特許権の実施又は特許権の消滅に対する報酬又は損害賠償の請求権が放棄されたものを除く。）について生じた損害額は、その特許料が納付され、又はその特許権の存続期間の延長が申請されていなければその特許権が存続すべき期間中にその特許権者を実施した者が支拂うべきであつた特許料に相当する金額から同期間中にその特許権者が日本政府に対し納付すべきであつた特許料に相当する金額を差し引いた金額とする。

4 前三項の規定において、特許権者を実施した者がその実施した特許権につき支拂うべきであつた特許料は、その特許権について開戦時において実施契約が存していたときは、その実施契約に定められていた特許料、開戦時において実施契約が存していなかつたときは、その特許権と類似の特許権について開戦時において存していた実施契約に定められていた特許料の計算方法に準じて算出する。

5 前項に規定する実施契約中に特許権者が実施権者に対し履行すべき義務又は実施権者が特許権者から受けることができる利益について

て定があるときは、第一項から第三項までに規定する期間中その義務が履行されず、又はその利益を受けることができなかったことにより特許権者を実施した者が受けた不利益を算し、やうして、その者が支拂うべき特許料を計算することができる。

6 第二項から前項までの規定は、実用新案権及び意匠権について準用する。

（商標権の損害）
第十條 戦時特別措置による取消又は存続期間の満了によつて消滅した商標権について生じた損害額は、その商標を使用した者がその商標を使用したことによつて受けた利益に相当する金額とその商標の信用を開戦時の状態に回復するため補償時において必要な金額との合計額とする。

（株式の損害）
第十一條 第二條第二項第二号及び第三号に掲げるもの以外の会社の株式について生じた損害額は、当該株式の発行会社について第十二條の規定により計算した損害額に、開戦時における当該会社の拂込済資本金の額に對し連合国人が開戦時において有していた当該会社の株式の拂込済株金額が有する割合を乗じて得た金額とする。

2 返還前に残余財産の分配が行われた会社の株式について生じた損害額は、返還時前の分配額に相当する金額を前項の金額に加算した金額とする。

において当該会社が本邦内に有していた財産について生じた第四條第一項に規定する損害額を第五條から前條までの規定に準じて算出した金額から左に掲げる金額を差し引いた金額とする。

一 会社が企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）又は金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）に規定する特別損失又は確定損失を生じたものである場合において、当該特別損失又は確定損失が債務の切捨てによつて補てんされたときは、その切捨てられた債務のうち会社が開戦時において有していたものの額

二 会社が戦争の結果受けた損害を補てんするため減資した場合において、連合国人以外の株主の拂込によつてその資本を補充したときは、その補充した金額

三 会社が開戦時において有していなかつた財産で補償時において有しているものの時価がその取得価額をこえるときは、その超過額

（合併した会社等の株式の損害額）
第十三條 開戦時後株式の発行会社が合併し、又は分割した場合における株式の損害額は、前二條の規定の例に準じ計算するものとする。

第三章 補償金の支拂
（補償金額）
第十四條 第三條第四項又は第五項の規定により日本政府に対し補償を請求することができる者（以下「請求権者」という。）に支拂われる補償金額は、前章の規定により算出された損害額から左の各号に掲げる金額を差し引いた金額とする。

一 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属していた資金のうち、請求権者又はその代理人によつて引き出された金額

二 請求権者が開戦時において有していた財産又はその果実によつて戦時特別措置として弁済された当該請求権者が開戦時において有していた債務の額

三 返還された財産が返還時において開戦時よりも価値が増加していた場合において、返還を受けた者がその価値増加分の除去を要求しなかつたときは、補償時におけるその価値増加分の価値に相当する金額

（補償請求の方法及び期限）
第十五條 請求権者は、その所属する国の政府を経てその国と日本国との間の平和條約の効力発生時から十八月以内に、日本政府に対し、補償金支拂請求書を提出しなければならぬ。

（補償金額の支拂）
第十六條 日本政府は、前條第一項の規定により補償金支拂請求書が請求権者から提出されたときは、これを審査し、その請求金額を支拂うべきものであると認めたときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支拂わなければならない。

2 日本政府は、補償金支拂請求書を審査した結果、その請求金額が請求権者に支拂うべき金額と異なることを認めるときは、支拂うべきであると認めた金額を請求権者に通知しなければならない。

3 請求権者は、前項の規定により通知された金額に異議がないときは、その金額の支拂を日本政府に對し請求することができる。

4 日本政府は、前項の規定により同項の金額の支拂を請求されたときは、遅滞なく、その金額を請求権者に支拂わなければならない。

（補償金の円貨による支拂）
第十七條 前條の規定により支拂うべき補償金は、本邦内において円貨で支拂われるものとし、その受領者による外国向送金については、外国為替に関する法令に従うものとする。

第四章 連合国財産補償審査会

補償金の外貨による支拂を承認するものとし、日本の為替状態の許す最もすみやかな時期において、外国為替に関する法令の規定に従い、請求権者が補償金の外貨による支拂を受けることができるようにしなければならない。

3 前項の場合において、請求権者が補償金の円貨による支拂を承認したときは、日本政府は、その補償金を補償時の公定外国為替相場により換算した円貨で支拂うことができる。

(補償金に対する異議)

第十八條 請求権者は、第十六條第二項の規定により通知された金額に異議があるときは、同項の通知を受けた日以後三月以内に、第二十條に規定する連合国財産補償審査会に再審査を請求することができる。

2 請求権者は、連合国財産補償審査会に対し、自ら同審査会に出頭して意見を陳述すること又は代理人を同審査会に出頭させて意見を陳述させることを請求することができる。

3 前二項の規定は、日本政府と当該請求権者の所屬する国の政府との間に特別の協定がある場合には適用しない。

(一會計年度における補償金の支拂の限度)

第十九條 日本政府は、支拂うべき補償金額の合計額が一會計年度において百億円を超過するときは、その超過額に相当する補償金は、翌會計年度において支拂うものとす。

第二十條 日本政府は、第十八條の規定に基き再審査の請求を審査させるため、大蔵省に連合国財産補償審査会を置く。

2 連合国財産補償審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(課税上の特例)

第二十一條 この法律により連合国人が受領する補償金には、租税を課することができない。

2 この法律により連合国人が受領する補償金については、当該連合国人に對し租税を課することができない。

(書類の提供)

第二十二條 請求権者は、補償金を請求するため必要がある場合においては、その請求権の立証のため必要な本邦内にある書類の写を提供すべきことをその所屬する国の政府を経て、日本政府に對し請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつたときは、その請求に係る書類の写を無償で請求権者に提供しなければならない。

(費用の支拂)

第二十三條 請求権者は、その請求権の立証のために必要な費用を本邦内で支出したときは、その所屬する国の政府を経て、日本政府に對しその支出した金額に相当する金額の支拂を請求することができる。

2 日本政府は、前項の請求があつた場合において、その金額が合理的なものと認めるときは、その請求に係る金額を請求権者に支拂わなければならない。

(報告等の徴収)

第二十四條 日本政府は、連合国人の財産について生じた損害額の調査に關し必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、その財産について権利若しくは義務を有していた者又は有している者は資料を徴収することができる。

(実施規定)

第二十五條 この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

会社利益配当等臨時措置法(昭和二十二年法律第九十号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

所得税法の臨時特例に關する法律案

所得税法の臨時特例に關する法律案

(扶養親族の意義の特例)

第一條 昭和二十六年分の所得税に

ついては、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号、以下「法」という。)第九條の規定により計算した総所得金額(以下「総所得金額」という。)が一十七千円以下である者を、法第八條第一項本文に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)とみなす。

(退職所得の特例)

第二條 一時恩給及び退職給與並びにこれらの性質を有する給與に對する昭和二十六年分の所得税については、同年中の収入金額からその十分の三に相當する金額を控除した金額を、法第九條第一項第六号に規定する退職所得の金額とみなす。

(扶養控除の特例)

第三條 法第一條第一項の規定に該當する個人に扶養親族がある場合における当該個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の六の規定にかかわらず、扶養親族一人につき一十七千円(扶養親族が三人をこえるときは、そのこえる者については一人につき一十五千円)を、その個人の総所得金額から控除する。

(不具者等に対する所得控除の適用除外)

第四條 法第一條第一項の規定に該當する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の七から第十一條の十までの規定は、適用しない。

(基礎控除の特例等)

第五條 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該當する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二條第一項の規定にかかわらず、その総所得金額から三万八千円を控除する。

2 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該當する個人の昭和二十六年分の所得税については、法第十二條第二項中「前八條及び前項」とあるのを、第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(税額の特例)

第六條 昭和二十六年分の所得税については、法第十一條の三から第十一條の五までの規定並びに第三條及び前條第一項の規定による控除後の總所得金額に應じ、別表第一に定める金額を、法第十三條の規定により計算した所得税額とみなす。

2 法第十四條に規定する変動所得を有する者が、昭和二十六年分の所得税につき同條の規定による税額によることを選択する場合においては、同條第一号中「第十一條の三乃至第十二條」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて同号に規定する調整所得金額を計算するものとし、当該調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

3 法第十四條の二に規定する各年の所得税の税額のうち昭和二十六年分の所得税の税額については、同條第一項第一号中「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に關する法律第六條第一項に規定する控除後の総所得金額」と、第十一條の三乃至第十二條の三あるのを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて同号に規定する第二次調整所得金額を計算するものとし、当該第二次調整所得金額に應じ、別表第一に定め

る金額を同号に掲げる税額とみなす。

4 昭和二十六年分の所得税については、法第十五條の規定は、適用しない。

(不具者についての税額控除)

第七條 法第一條第一項の規定に該當する個人に不具者(法第八條第二項に規定する不具者をいう。以下同じ。)である扶養親族があるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

2 法第一條第一項の規定に該當する個人が不具者であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(老年者についての税額控除)

第八條 法第一條第一項の規定に該當する個人が法第八條第三項に規定する老年者であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

第一類第六号 大蔵委員會議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

定する老年者であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(寡婦についての税額控除)

第九條 法第一條第一項の規定に該當する個人が法第八條第四項に規定する寡婦であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(勤労学生についての税額控除)

第十條 法第一條第一項の規定に該當する個人が法第八條第五項に規定する勤労学生であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(配当所得についての税額控除等)

第十一條 昭和二十六年分の所得税については、法第十五條の二及び第十六條中「第十一條の三乃至第十四條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで、第十三條から第十四條の二まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(確定申告の特例)

第十二條 昭和二十六年分の所得税については、法第二十六條第一項中「三万円」とあるのを「三万八千円」と、「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に關する法律第六條第一項に規定する控除後の総所得金額」と、同項第十二号中「第十一條の三乃至第十二條又は第十五條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項若しくは第七條から第十條まで」と、同條第二項第一号中「その年中における給与所得の収入金額が五十万円」と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たない場合」とあるのを「その年中における給与所得以外の所得の金額が一万円に満たない場合」と、同條第二号及び第三号中「第十一條の五乃至第十一條の十」とあるのを「第十一條の五及び所得税法の臨時特例に關する法律第三條」と読み替えて、同條の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、同年中における総所得金額が三万八千円と第三條の規定により控除を受ける金額との合計金額以下であるときは、法第二十六條第一項及び第二項並びに第二十九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第二十六條第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出を要しない。但し、法第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

(損失申告の特例)

第十三條 昭和二十六年分の所得税については、法第二十六條の二第一項及び第二項中「三万円」とあるのを「三万八千円」と、同條第一項第八号中「第十一條の四乃至第十二條」とあるのを「第十一條の四及び第十一條の五並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條まで」と読み替えて、同條の規定を適用する。

(控除に關する事項の申告がない場合等についての讀替規定)

第十四條 昭和二十六年分の所得税については、法第二十八條及び第二十九條第五項中「第十一條の三乃至第十一條の十又は第十五條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は所得税法の臨時特例に關する法律第三條若しくは第七條から第十條まで」と、法第三十三條第三項中「第十一條の三乃至第十一條の十、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十七條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十七條の二並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第七條から第十條まで」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(確定申告書を期限内に提出しなかつた場合の申告及び納付の特例)

第十五條 昭和二十六年分の所得税については、法第三十二條第三項中「前二條及び第四十五條の規定による第三期分の税額の所得税」とあるのを「七月予定申告書、十一月予定申告書又は修正予定申告書に記載された総所得金額(その者が第二十一條の二第二十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者であるときは、同項に規定する前年分の総所得金額に相當する額)のその年の総所得金額の見積額、その者が第四十四條の規定による更正又は決定を受けた者であるときは、当該更正後の又は当該決定に係る総所得金額)につき第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十四條の二まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條までの規定により計算した金額から前二條及び第四十五條の規定による第一期分及び第二期分の分納額の合計金額を控除した金額の所得税」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、確定申告書(法第二十六條第一項に規定する確定申告書をいう。以下本項中同じ。)若しくは損失申告書(法第二十六條の二第一項に規定する損失申告書をいう。以下本項中同じ。)の提出期限後に確定申告書若しくは損失申告書を提出する場合又は法第四十六條第四項の規定による決定をする場合においては、法第二十六條第一項第九号中「第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」とあるのを「第三十條、第三十一條、第三十二條第三項、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

一項及び第二項中「三万円」とあるのを「三万八千円」と、同條第一項第八号中「第十一條の四乃至第十二條」とあるのを「第十一條の四及び第十一條の五並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條まで」と読み替えて、同條の規定を適用する。

(控除に關する事項の申告がない場合等についての讀替規定)

第十四條 昭和二十六年分の所得税については、法第二十八條及び第二十九條第五項中「第十一條の三乃至第十一條の十又は第十五條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は所得税法の臨時特例に關する法律第三條若しくは第七條から第十條まで」と、法第三十三條第三項中「第十一條の三乃至第十一條の十、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十七條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十七條の二並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第七條から第十條まで」と読み替えて、これらの規定を適用する。

書に記載された総所得金額(その者が第二十一條の二第二十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者であるときは、同項に規定する前年分の総所得金額に相當する額)のその年の総所得金額の見積額、その者が第四十四條の規定による更正又は決定を受けた者であるときは、当該更正後の又は当該決定に係る総所得金額)につき第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十四條の二まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條までの規定により計算した金額から前二條及び第四十五條の規定による第一期分及び第二期分の分納額の合計金額を控除した金額の所得税」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、確定申告書(法第二十六條第一項に規定する確定申告書をいう。以下本項中同じ。)若しくは損失申告書(法第二十六條の二第一項に規定する損失申告書をいう。以下本項中同じ。)の提出期限後に確定申告書若しくは損失申告書を提出する場合又は法第四十六條第四項の規定による決定をする場合においては、法第二十六條第一項第九号中「第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」とあるのを「第三十條、第三十一條、第三十二條第三項、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

と読み替えて、同項の規定を適用する。

第十六條 昭和二十六年十一月一日

から昭和二十七年三月三十一日まで
の支給に係る給與所得（法第九
條第一項第五号に規定する給與所
得をいう。以下同じ。）及び昭和二
十六年十一月一日から同年十二月
三十一日までを支給に係る退職所
得（法第九條第一項第六号に規定
する退職所得をいう。以下同じ。）
に対する法第三十八條第一項の規
定による所得税の源泉徴収につい
ては、同項第一号から第七号まで
中「別表第二」とあるのを「所得税
法の臨時特例に関する法律別表第
二」と、同項第一号から第四号ま
で及び第七号中「並びに申告され
た扶養親族及び不具者の有無及び
その数」とあるのを、申告された
扶養親族及び不具者の有無及びそ
の数並びに当該給與の支拂を受ける
者が申告された不具者、老年
者、寡婦又は勤労学生であるかど
うかと、同項第八号中「第一條
の六乃至第十二條」とあるのを「所
得税法の臨時特例に関する法律第
三條及び第五條第一項」と、「第十
三條の規定により計算した税額
」と「当該合計額が四十四万円以下
であるときは、第十五條の規定によ
る税額、以下本條において同じ。」
と、当該税額の当該合計額に対する
割合（当該合計額が四十四万円以
下であるときは、第十五條の規定
による税額に對する別表第一に
掲げる割合、以下本條において同
じ。）を退職所得の金額又は控除後
の退職所得の金額の五分の四に相
当する金額に乘じて計算した金額
との合計金額」とあるのを、第十三
條の規定により計算した税額と、
当該税額の当該合計額に對する割
合を退職所得の金額又は控除後の
退職所得の金額の五分の四に相当
する金額に乘じて計算した金額と

の合計金額（当該退職所得の支拂
を受ける者に申告された不具者で
ある扶養親族があるとき、又はそ
の者が申告された不具者、老年
者、寡婦若しくは勤労学生である
ときは、当該合計金額から所得税
法の臨時特例に関する法律第七條
から第十條までの規定に準じ、こ
れらの條に規定する金額を控除し
た金額）と読み替えて、同項の規
定を適用する。

第十七條 昭和二十六年十一月一日から昭

和二十七年三月三十一日まで
の支給に係る給與所得及び退職所得
に對する法第三十八條第一項の規
定による所得税の源泉徴収につい
ては、同條第二項の規定は、適用し
ない。

第一項」と読み替えて、同項の規
定を適用する。この場合において
は、同條第二項の規定は、適用し
ない。

第十八條 昭和二十七年一月一日から

同年三月三十一日まで
の支給に係る退職所得につき法第三十八條
第一項の規定により源泉徴収すべ
き所得税額については、同項第八
号の規定にかかわらず、その所得
の収入金額に應じ、別表第四に定
める税額（当該退職所得の支拂を
受ける者が第二項の規定により申
告書を提出していないとき、又は
その者が同項の規定により提出し
た申告書に他の退職所得の支拂を
受けたことがある旨の記載がされ
ていないときは、その支拂うべき退
職所得の収入金額に對し百分の二
十の税率を適用して算出した税
額）による。

第十九條 法第一條第一項の規定に該當す

る個人は、法の施行地において、
昭和二十七年一月一日から同年三
月三十一日までを支給に係る退職
所得の支拂を受けるときは、その
支拂を受ける際、当該所得の支拂
者を経由し、当該支拂の時までに
当該期間内の支給に係る他の退職
所得の支拂を受けたことがあるか
どうかその他大蔵省令で定める事
項を記載した申告書を、政府に提
出しなければならない。

第二十條 前項の場合において、退職所得

の支拂者が申告書を受け取つたこ
とは、申告書は、前項の規定によ
り、政府に提出されたものとみな
す。

一日から同年三月三十一日までの
間に法人から支拂を受けるべき利益
の配当（無記名株式の配当につい
ては、当該期間内に支拂を受けた
配当）又は剰余金の分配に因る所
得を有するときは、法第一條第二
項及び第三項の規定にかかわらず
、所得税を納める義務がある。
この場合において、当該所得につ
いては、法第九條第一項第二号及
び第十三條の規定にかかわらず、
他の所得とこれを区分し、その支
拂を受けるべき金額（無記名株式の
配当については、支拂を受けた金
額）に對し、百分の二十の税率を
適用して、所得税を課する。

第二十一條 法第一條第一項の規定に該當す

る個人又は前項の規定に該當する
個人若しくは法人に對し、法の施
行地において同項に規定する所得
の支拂をする者は、その支拂の際、
その支拂うべき金額に對し、百分
の二十の税率を適用して算出した
税額の所得税を徴収し、その徴収
の日の属する月の翌月十日まで
に、これを政府に納付しなければ
ならない。

第二十二條 法の適用については、前項の規

定により徴収して納付すべき所得
税は、法第三十七條の規定により
徴収して納付すべき所得税と、前
項の規定により所得税を徴収する
義務がある者は、法第三十七條の
規定により所得税を徴収する義務
がある者と、前項の規定により所
得税を徴収すべき所得は、法第三
十七條の規定により所得税を徴収
すべき所得と、前項の納付の期限
は、法第三十七條に規定する納付
の期限とみなし、法第六十九條の
二の規定並びに法第七十二條及び
第七十四條の規定（法第六十九條
の二の規定に係る部分に限る。）の
適用については、前項の規定によ
り徴収せらるべき所得税は、法第
三十七條の規定により徴収せらる
べき所得税とみなす。

（予定申告等に対するこの法律の
適用除外）
第二十條 法第三章第一節の規定
（当該規定に係る罰則の規定を含
む。）の適用、昭和二十六年分の法
第三十條、第三十一條及び第三
十三條の規定による第一期分及び第
二期分の所得税の納付並びに昭和
二十六年十月三十一日以前の支給
に係る給與所得及び退職所得に對
する法第三十八條の規定による所
得税の源泉徴収については、この
法律の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律施行前昭和二十六年分
の所得税につき法第二十九條第一
項又は第二項の規定による申告書
を提出した者及びこの法律施行前
同年分の所得税につき法第四十六
條第五項において準用する同條第
四項の規定による決定を受けた者
は、当該申告書に記載された事項
又は当該決定に係る事項（これら
の事項につきこの法律施行前法第
四十六條第五項において準用する
同條第一項から第三項までの規定
又は同條第六項の規定による更正
があつたときは、その更正後の事
項）につきこの法律の適用により
異動を生ずることとなつたとき
は、その異動を生ずることとなつ
た事項について、この法律施行の
日後二月を限り、政府に對し、更
正の請求をすることができ、
3 法第二十七條第七項及び第八項
並びに法第六章の規定の適用につ
いては、前項の規定による更正の
請求は、法第二十七條第六項の規
定による更正の請求とみなす。
4 昭和二十六年分の所得税及びこ
れに係る滞納処分費を適法に納付
したものが、この法律の規定によ
る税額の變更又は消滅に因り過納
となるにいたつた場合において
は、国税徴収法（明治三十年法律
第二十一号）第三十一條ノ六第四
項但書の規定は、適用しない。

別表第一 第六條の規定による所得税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)				(ロ)の割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)				(ロ)の割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)				(ロ)の割合
以上	未満	税額(ロ)			以上	未満	税額(ロ)			以上	未満	税額(ロ)		
円 500	円 1,000	円 100	円 0	% 20	円 51,000	円 52,000	円 10,230	円 20	% 20	円 112,000	円 114,000	円 25,260	円 22	% 22
500	1,000	100	0	20	52,000	53,000	10,460	20	20	114,000	116,000	25,820	22	22
1,000	1,500	200	0	20	53,000	54,000	10,690	20	20	116,000	118,000	26,380	22	22
1,500	2,000	300	0	20	54,000	55,000	10,920	20	20	118,000	120,000	26,940	22	22
2,000	2,500	400	0	20	55,000	56,000	11,150	20	20	120,000	122,000	27,500	22	22
2,500	3,000	500	0	20	56,000	57,000	11,380	20	20	122,000	124,000	28,100	23	23
3,000	3,500	600	0	20	57,000	58,000	11,610	20	20	124,000	126,000	28,700	23	23
3,500	4,000	700	0	20	58,000	59,000	11,840	20	20	126,000	128,000	29,300	23	23
4,000	5,000	800	0	20	59,000	60,000	12,070	20	20	128,000	130,000	29,900	23	23
5,000	6,000	1,000	0	20	60,000	61,000	12,300	20	20	130,000	132,000	30,500	23	23
6,000	7,000	1,200	0	20	61,000	62,000	12,530	20	20	132,000	134,000	31,100	23	23
7,000	8,000	1,400	0	20	62,000	63,000	12,760	20	20	134,000	136,000	31,700	23	23
8,000	9,000	1,600	0	20	63,000	64,000	12,990	20	20	136,000	138,000	32,300	23	23
9,000	10,000	1,800	0	20	64,000	65,000	13,220	20	20	138,000	140,000	32,900	23	23
10,000	11,000	2,000	0	20	65,000	66,000	13,450	20	20	140,000	142,000	33,500	23	23
11,000	12,000	2,200	0	20	66,000	67,000	13,680	20	20	142,000	144,000	34,100	24	24
12,000	13,000	2,400	0	20	67,000	68,000	13,910	20	20	144,000	146,000	34,700	24	24
13,000	14,000	2,600	0	20	68,000	69,000	14,140	20	20	146,000	148,000	35,300	24	24
14,000	15,000	2,800	0	20	69,000	70,000	14,370	20	20	148,000	150,000	35,900	24	24
15,000	16,000	3,000	0	20	70,000	71,000	14,600	20	20	150,000	152,000	36,500	24	24
16,000	17,000	3,200	0	20	71,000	72,000	14,830	20	20	152,000	154,000	37,100	24	24
17,000	18,000	3,400	0	20	72,000	73,000	15,060	20	20	154,000	156,000	37,820	24	24
18,000	19,000	3,600	0	20	73,000	74,000	15,290	20	20	156,000	158,000	38,480	24	24
19,000	20,000	3,800	0	20	74,000	75,000	15,520	20	20	158,000	160,000	39,140	24	24
20,000	21,000	4,000	0	20	75,000	76,000	15,750	21	21	160,000	162,000	39,800	24	24
21,000	22,000	4,200	0	20	76,000	77,000	15,980	21	21	162,000	164,000	40,460	24	24
22,000	23,000	4,400	0	20	77,000	78,000	16,210	21	21	164,000	166,000	41,120	25	25
23,000	24,000	4,600	0	20	78,000	79,000	16,440	21	21	166,000	168,000	41,780	25	25
24,000	25,000	4,800	0	20	79,000	80,000	16,670	21	21	168,000	170,000	42,440	25	25
25,000	26,000	5,000	0	20	80,000	81,000	16,900	21	21	170,000	172,000	43,100	25	25
26,000	27,000	5,200	0	20	81,000	82,000	17,150	21	21	172,000	174,000	43,760	25	25
27,000	28,000	5,400	0	20	82,000	83,000	17,400	21	21	174,000	176,000	44,420	25	25
28,000	29,000	5,600	0	20	83,000	84,000	17,650	21	21	176,000	178,000	45,080	25	25
29,000	30,000	5,800	0	20	84,000	85,000	17,900	21	21	178,000	180,000	45,740	25	25
30,000	31,000	6,000	0	20	85,000	86,000	18,150	21	21	180,000	182,000	46,400	25	25
31,000	32,000	6,200	0	20	86,000	87,000	18,400	21	21	182,000	184,000	47,060	25	25
32,000	33,000	6,400	0	20	87,000	88,000	18,650	21	21	184,000	186,000	47,720	25	25
33,000	34,000	6,600	0	20	88,000	89,000	18,900	21	21	186,000	188,000	48,380	26	26
34,000	35,000	6,800	0	20	89,000	90,000	19,150	21	21	188,000	190,000	49,040	26	26
35,000	36,000	7,000	0	20	90,000	91,000	19,400	21	21	190,000	192,000	49,700	26	26
36,000	37,000	7,200	0	20	91,000	92,000	19,650	21	21	192,000	194,000	50,360	26	26
37,000	38,000	7,400	0	20	92,000	93,000	19,900	21	21	194,000	196,000	51,020	26	26
38,000	39,000	7,600	0	20	93,000	94,000	20,150	21	21	196,000	198,000	51,680	26	26
39,000	40,000	7,800	0	20	94,000	95,000	20,400	21	21	198,000	200,000	52,340	26	26
40,000	41,000	8,000	0	20	95,000	96,000	20,650	21	21	200,000	202,000	53,000	26	26
41,000	42,000	8,200	0	20	96,000	97,000	20,900	21	21	202,000	204,000	53,760	26	26
42,000	43,000	8,400	0	20	97,000	98,000	21,150	21	21	204,000	206,000	54,520	26	26
43,000	44,000	8,600	0	20	98,000	99,000	21,400	21	21	206,000	208,000	55,280	26	26
44,000	45,000	8,800	0	20	99,000	100,000	21,650	21	21	208,000	210,000	56,040	26	26
45,000	46,000	9,000	0	20	100,000	102,000	21,900	21	21	210,000	212,000	56,800	27	27
46,000	47,000	9,200	0	20	102,000	104,000	22,460	22	22	212,000	214,000	57,560	27	27
47,000	48,000	9,400	0	20	104,000	106,000	23,020	22	22	214,000	216,000	58,320	27	27
48,000	49,000	9,600	0	20	106,000	108,000	23,580	22	22	216,000	218,000	59,080	27	27
49,000	50,000	9,800	0	20	108,000	110,000	24,140	22	22	218,000	220,000	59,840	27	27
50,000	51,000	10,000	0	20	110,000	112,000	24,700	22	22	220,000	222,000	60,600	27	27

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)				課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)				課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)			
税額(ロ)		(ロ)の割合		税額(ロ)		(ロ)の割合		税額(ロ)		(ロ)の割合	
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
222,000	224,000	61,360	27	383,000	386,000	126,690	33	548,000	551,000	200,040	36
224,000	226,000	62,120	27	386,000	389,000	127,980	33	551,000	554,000	201,480	36
226,000	228,000	62,880	27	389,000	392,000	129,270	33	554,000	557,000	202,920	36
228,000	230,000	63,640	27	392,000	395,000	130,560	33	557,000	560,000	204,360	36
230,000	233,000	64,400	28	395,000	398,000	131,850	33	560,000	563,000	205,800	36
233,000	236,000	65,540	28	398,000	401,000	133,140	33	563,000	566,000	207,240	36
236,000	239,000	66,680	28	401,000	404,000	134,430	33	566,000	569,000	208,680	36
239,000	242,000	67,820	28	404,000	407,000	135,720	33	569,000	572,000	210,120	36
242,000	245,000	68,960	28	407,000	410,000	137,010	33	572,000	575,000	211,560	36
245,000	248,000	70,100	28	410,000	413,000	138,300	33	575,000	578,000	213,000	37
248,000	251,000	71,240	28	413,000	416,000	139,590	33	578,000	581,000	214,440	37
251,000	254,000	72,380	28	416,000	419,000	140,880	33	581,000	584,000	215,880	37
254,000	257,000	73,520	28	419,000	422,000	142,170	33	584,000	587,000	217,320	37
257,000	260,000	74,660	29	422,000	425,000	143,460	33	587,000	590,000	218,760	37
260,000	263,000	75,800	29	425,000	428,000	144,750	34	590,000	593,000	220,200	37
263,000	266,000	76,940	29	428,000	431,000	146,040	34	593,000	596,000	221,640	37
266,000	269,000	78,080	29	431,000	434,000	147,330	34	596,000	599,000	223,080	37
269,000	272,000	79,220	29	434,000	437,000	148,620	34	599,000	602,000	224,520	37
272,000	275,000	80,360	29	437,000	440,000	149,910	34	602,000	605,000	225,960	37
275,000	278,000	81,500	29	440,000	443,000	151,200	34	605,000	608,000	227,400	37
278,000	281,000	82,640	29	443,000	446,000	152,490	34	608,000	611,000	228,840	37
281,000	284,000	83,780	29	446,000	449,000	153,780	34	611,000	614,000	230,280	37
284,000	287,000	84,920	29	449,000	452,000	155,070	34	614,000	617,000	231,720	37
287,000	290,000	86,060	29	452,000	455,000	156,360	34	617,000	620,000	233,160	37
290,000	293,000	87,200	30	455,000	458,000	157,650	34	620,000	623,000	234,600	37
293,000	296,000	88,340	30	458,000	461,000	158,940	34	623,000	626,000	236,040	37
296,000	299,000	89,480	30	461,000	464,000	160,230	34	626,000	629,000	237,480	37
299,000	302,000	90,620	30	464,000	467,000	161,520	34	629,000	632,000	238,920	37
302,000	305,000	91,860	30	467,000	470,000	162,810	34	632,000	635,000	240,360	38
305,000	308,000	93,150	30	470,000	473,000	164,100	34	635,000	638,000	241,800	38
308,000	311,000	94,440	30	473,000	476,000	165,390	34	638,000	641,000	243,240	38
311,000	314,000	95,730	30	476,000	479,000	166,680	35	641,000	644,000	244,680	38
314,000	317,000	97,020	30	479,000	482,000	167,970	35	644,000	647,000	246,120	38
317,000	320,000	98,310	31	482,000	485,000	169,260	35	647,000	650,000	247,560	38
320,000	323,000	99,600	31	485,000	488,000	170,550	35				
323,000	326,000	100,890	31	488,000	491,000	171,840	35	650,000	1,000,000	(イ)の金額に48%を乗じて算出した金額から63,000円を控除した金額	
326,000	329,000	102,180	31	491,000	494,000	173,130	35				
329,000	332,000	103,470	31	494,000	497,000	174,420	35				
332,000	335,000	104,760	31	497,000	500,000	175,710	35				
335,000	338,000	106,050	31	500,000	503,000	177,000	35				
338,000	341,000	107,340	31	503,000	506,000	178,440	35				
341,000	344,000	108,630	31	506,000	509,000	179,880	35				
344,000	347,000	109,920	31	509,000	512,000	181,320	35	1,000,000	2,000,000	(イ)の金額に53%を乗じて算出した金額から113,000円を控除した金額	
347,000	350,000	111,210	32	512,000	515,000	182,760	35				
350,000	353,000	112,500	32	515,000	518,000	184,200	35				
353,000	356,000	113,790	32	518,000	521,000	185,640	35				
356,000	359,000	115,080	32	521,000	524,000	187,080	35				
359,000	362,000	116,370	32	524,000	527,000	188,520	35				
362,000	365,000	117,660	32	527,000	530,000	189,960	36				
365,000	368,000	118,950	32	530,000	533,000	191,400	36				
368,000	371,000	120,240	32	533,000	536,000	192,840	36	2,000,000円以上		(イ)の金額に55%を乗じて算出した金額から133,000円を控除した金額	
371,000	374,000	121,530	32	536,000	539,000	194,280	36				
374,000	377,000	122,820	32	539,000	542,000	195,720	36				
377,000	380,000	124,110	32	542,000	545,000	197,160	36				
380,000	383,000	125,400	33	545,000	548,000	198,600	36				

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第六條第二項又は第三項の規定により読み替えられた法第十四條第一号又は第十四條の二第一項第一号の規定により計算した金額をいう。

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表（一）

その月の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第一号の規定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以 上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	給與の金額の17%に相当する金額
5,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
5,000	5,200	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850
5,200	5,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	884
5,400	5,600	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	918
5,600	5,800	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
5,800	6,000	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	986
6,000	6,200	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,020
6,200	6,400	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,054
6,400	6,600	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,088
6,600	6,800	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,122
6,800	7,000	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,156
7,000	7,200	356	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
7,200	7,400	390	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,224
7,400	7,600	424	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,258
7,600	7,800	458	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,292
7,800	8,000	492	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,326
8,000	8,200	526	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,200	8,400	560	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,409
8,400	8,600	594	261	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,600	8,800	628	295	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,494
8,800	9,000	662	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,000	9,200	696	363	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1,579
9,200	9,400	730	397	63	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,400	9,600	764	431	97	0	0	0	0	0	0	0	0	1,664
9,600	9,800	798	465	131	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
9,800	10,000	832	499	165	0	0	0	0	0	0	0	0	1,749
10,000	10,200	866	533	199	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,200	10,400	900	567	233	0	0	0	0	0	0	0	0	1,834
10,400	10,600	934	601	267	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,600	10,800	968	635	301	0	0	0	0	0	0	0	0	1,919
10,800	11,000	1,002	669	335	2	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,000	11,200	1,036	703	369	36	0	0	0	0	0	0	0	2,004
11,200	11,400	1,070	737	403	70	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,400	11,600	1,104	771	437	104	0	0	0	0	0	0	0	2,089
11,600	11,800	1,138	805	471	138	0	0	0	0	0	0	0	2,132
11,800	12,000	1,172	839	505	172	0	0	0	0	0	0	0	2,176
12,000	12,200	1,206	873	539	206	0	0	0	0	0	0	0	2,227
12,200	12,400	1,240	907	573	240	0	0	0	0	0	0	0	2,278
12,400	12,600	1,274	941	607	274	24	0	0	0	0	0	0	2,329
12,600	12,800	1,308	975	641	308	58	0	0	0	0	0	0	2,380
12,800	13,000	1,345	1,009	675	342	92	0	0	0	0	0	0	2,431
13,000	13,200	1,387	1,043	709	376	126	0	0	0	0	0	0	2,482
13,200	13,400	1,430	1,077	743	410	160	0	0	0	0	0	0	2,533
13,400	13,600	1,472	1,111	777	444	194	0	0	0	0	0	0	2,584
13,600	13,800	1,515	1,145	811	478	228	0	0	0	0	0	0	2,635
13,800	14,000	1,557	1,179	845	512	262	12	0	0	0	0	0	2,686
14,000	14,200	1,600	1,213	879	546	296	46	0	0	0	0	0	2,737
14,200	14,400	1,642	1,247	913	580	330	80	0	0	0	0	0	2,788
14,400	14,600	1,685	1,281	947	614	364	114	0	0	0	0	0	2,839
14,600	14,800	1,727	1,315	981	648	398	148	0	0	0	0	0	2,890
14,800	15,000	1,770	1,353	1,015	682	432	182	0	0	0	0	0	2,941
15,000	15,500	1,812	1,396	1,049	716	466	216	0	0	0	0	0	2,992
15,500	16,000	1,919	1,502	1,134	801	551	301	51	0	0	0	0	3,119
16,000	16,500	2,025	1,608	1,219	886	636	386	136	0	0	0	0	3,247
16,500	17,000	2,131	1,714	1,304	971	721	471	221	0	0	0	0	3,374
17,000	17,500	2,266	1,833	1,416	1,066	816	566	316	66	0	0	0	3,517

イ 月 額 表 (二)

その月の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号の規定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未満	税 額											
17,500	18,000	2,416	1,958	1,541	1,166	916	666	416	166	0	0	0	3,667
18,000	18,500	2,566	2,083	1,666	1,266	1,016	766	516	266	16	0	0	3,817
18,500	19,000	2,716	2,216	1,791	1,375	1,116	866	616	366	116	0	0	3,967
19,000	19,500	2,866	2,366	1,916	1,500	1,216	966	716	466	216	0	0	4,117
19,500	20,000	3,016	2,516	2,041	1,625	1,316	1,066	816	566	316	66	0	4,284
20,000	20,500	3,166	2,666	2,166	1,750	1,437	1,166	916	666	416	166	0	4,459
20,500	21,000	3,316	2,816	2,316	1,875	1,562	1,266	1,016	766	516	266	16	4,634
21,000	21,500	3,466	2,966	2,466	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	366	116	4,809
21,500	22,000	3,616	3,116	2,616	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	466	216	4,984
22,000	22,500	3,766	3,266	2,766	2,266	1,937	1,625	1,316	1,066	816	566	316	5,159
22,500	23,000	3,916	3,416	2,916	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	666	416	5,334
23,000	23,500	4,066	3,566	3,066	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	766	516	5,509
23,500	24,000	4,225	3,716	3,216	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	5,684
24,000	24,500	4,400	3,866	3,366	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	5,859
24,500	25,000	4,575	4,016	3,516	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	1,066	816	6,034
25,000	25,500	4,750	4,166	3,666	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	6,209
25,500	26,000	4,925	4,342	3,816	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	6,384
26,000	26,500	5,100	4,517	3,966	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	6,559
26,500	27,000	5,275	4,692	4,116	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	6,734
27,000	27,500	5,450	4,867	4,283	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	6,909
27,500	28,000	5,625	5,042	4,458	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	7,084
28,000	28,500	5,800	5,217	4,633	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	7,259
28,500	29,000	5,975	5,392	4,808	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	7,434
29,000	29,500	6,150	5,567	4,983	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	7,609
29,500	30,000	6,325	5,742	5,158	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	7,784
30,000	30,500	6,500	5,917	5,333	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	7,959
30,500	31,000	6,675	6,092	5,508	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	8,134
31,000	31,500	6,850	6,267	5,683	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	8,309
31,500	32,000	7,025	6,442	5,858	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	8,484
32,000	32,500	7,217	6,617	6,033	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	8,659
32,500	33,000	7,417	6,792	6,208	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	8,834
33,000	33,500	7,617	6,967	6,383	5,800	5,362	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	9,009
33,500	34,000	7,817	7,150	6,558	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	9,184
34,000	34,500	8,017	7,350	6,733	6,150	5,712	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	9,359
34,500	35,000	8,217	7,550	6,908	6,325	5,887	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	9,534
35,000	36,000	8,417	7,750	7,083	6,500	6,062	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	9,709
36,000	37,000	8,617	7,950	7,283	6,675	6,237	5,800	5,362	4,925	4,487	4,066	3,691	9,884
37,000	38,000	8,817	8,150	7,483	6,850	6,412	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	10,059
38,000	39,000	9,017	8,350	7,683	7,025	6,587	6,150	5,712	5,275	4,837	4,400	3,991	10,234
39,000	40,000	9,217	8,550	7,883	7,216	6,762	6,325	5,887	5,450	5,012	4,575	4,141	10,409
40,000	41,000	9,417	8,750	8,083	7,416	6,937	6,500	6,062	5,625	5,187	4,750	4,312	10,584
41,000	42,000	9,617	8,950	8,283	7,616	7,116	6,675	6,237	5,800	5,362	4,925	4,487	10,759
42,000	43,000	9,817	9,150	8,483	7,816	7,316	6,850	6,412	5,975	5,537	5,100	4,662	10,934
43,000	44,000	10,017	9,350	8,683	8,016	7,516	7,025	6,587	6,150	5,712	5,275	4,837	11,109
44,000	45,000	10,217	9,550	8,883	8,216	7,716	7,216	6,762	6,325	5,887	5,450	5,012	11,284
45,000	46,000	10,417	9,750	9,083	8,416	7,916	7,416	6,937	6,500	6,062	5,625	5,187	11,459
46,000	47,000	10,617	9,950	9,283	8,616	8,116	7,616	7,116	6,675	6,237	5,800	5,362	11,634
47,000	48,000	10,817	10,150	9,483	8,816	8,316	7,816	7,316	6,850	6,412	5,975	5,537	11,809
48,000	49,000	11,017	10,350	9,683	9,016	8,516	8,016	7,516	7,025	6,587	6,150	5,712	11,984
49,000	50,000	11,217	10,550	9,883	9,216	8,716	8,216	7,716	7,216	6,762	6,325	5,887	12,159
50,000	51,000	11,417	10,750	10,083	9,416	8,916	8,416	7,916	7,416	6,937	6,500	6,062	12,334
51,000	52,000	11,617	10,950	10,283	9,616	9,116	8,616	8,116	7,616	7,116	6,675	6,237	12,509
52,000	53,000	11,817	11,150	10,483	9,816	9,316	8,816	8,316	7,816	7,316	6,850	6,412	12,684
53,000	54,000	12,017	11,350	10,683	10,016	9,516	9,016	8,516	8,016	7,516	7,025	6,587	12,859
54,000	55,000	12,217	11,550	10,883	10,216	9,716	9,216	8,716	8,216	7,716	7,216	6,762	13,034
55,000	56,000	12,417	11,750	11,083	10,416	9,916	9,416	8,916	8,416	7,916	7,416	6,937	13,209
56,000	57,000	12,617	11,950	11,283	10,616	10,116	9,616	9,116	8,616	8,116	7,616	7,116	13,384
57,000	58,000	12,817	12,150	11,483	10,816	10,316	9,816	9,316	8,816	8,316	7,816	7,316	13,559
58,000	59,000	13,017	12,350	11,683	11,016	10,516	10,016	9,516	9,016	8,516	8,016	7,516	13,734
59,000	60,000	13,217	12,550	11,883	11,216	10,716	10,216	9,716	9,216	8,716	8,216	7,716	13,909
		13,417	12,750	12,083	11,416	10,916	10,416	9,916	9,416	8,916	8,416	7,916	14,084
		13,617	12,950	12,283	11,616	11,116	10,616	10,116	9,616	9,116	8,616	8,116	14,259
		13,817	13,150	12,483	11,816	11,316	10,816	10,316	9,816	9,316	8,816	8,316	14,434
		14,017	13,350	12,683	12,016	11,516	11,016	10,516	10,016	9,516	9,016	8,516	14,609
		14,217	13,550	12,883	12,216	11,716	11,216	10,716	10,216	9,716	9,216	8,716	14,784
		14,417	13,750	13,083	12,416	11,916	11,416	10,916	10,416	9,916	9,416	8,916	14,959
		14,617	13,950	13,283	12,616	12,116	11,616	11,116	10,616	10,116	9,616	9,116	15,134
		14,817	14,150	13,483	12,816	12,316	11,816	11,316	10,816	10,316	9,816	9,316	15,309
		15,017	14,350	13,683	13,016	12,516	12,016	11,516	11,016	10,516	10,016	9,516	15,484
		15,217	14,550	13,883	13,216	12,716	12,216	11,716	11,216	10,716	10,216	9,716	15,659
		15,417	14,750	14,083	13,416	12,916	12,416	11,916	11,416	10,916	10,416	9,916	15,834
		15,617	14,950	14,283	13,616	13,116	12,616	12,116	11,616	11,116	10,616	10,116	16,009
		15,817	15,150	14,483	13,816	13,316	12,816	12,316	11,816	11,316			

イ 月 額 表 (三)

その月の 給与の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
60,000	61,500	18,999	18,249	17,499	16,749	16,186	15,624	15,061	14,499	13,936	13,416	12,916	20,875
61,500	63,000	19,674	18,924	18,174	17,424	16,861	16,299	15,736	15,174	14,611	14,049	13,516	21,550
63,000	64,500	20,349	19,599	18,849	18,099	17,536	16,974	16,411	15,849	15,286	14,724	14,161	22,225
64,500	66,000	21,024	20,274	19,524	18,774	18,211	17,649	17,086	16,524	15,961	15,399	14,836	22,900
66,000	67,500	21,699	20,949	20,199	19,449	18,886	18,324	17,761	17,199	16,636	16,074	15,511	23,575
67,500	69,000	22,374	21,624	20,874	20,124	19,561	18,999	18,436	17,874	17,311	16,749	16,186	24,250
69,000	70,500	23,049	22,299	21,549	20,799	20,236	19,674	19,111	18,549	17,986	17,424	16,861	24,925
70,500	72,000	23,724	22,974	22,224	21,474	20,911	20,349	19,786	19,224	18,661	18,099	17,536	25,600
72,000	73,500	24,399	23,649	22,899	22,149	21,586	21,024	20,461	19,899	19,336	18,774	18,211	26,275
73,500	75,000	25,074	24,324	23,574	22,824	22,261	21,699	21,136	20,574	20,011	19,449	18,886	26,950
75,000	76,500	25,749	24,999	24,249	23,499	22,936	22,374	21,811	21,249	20,686	20,124	19,561	27,625
76,500	78,000	26,424	25,674	24,924	24,174	23,611	23,049	22,486	21,924	21,361	20,799	20,236	28,300
78,000	79,500	27,099	26,349	25,599	24,849	24,286	23,724	23,161	22,599	22,036	21,474	20,911	28,975
79,500	81,000	27,774	27,024	26,274	25,524	24,961	24,399	23,836	23,274	22,711	22,149	21,586	29,650
81,000	82,500	28,449	27,699	26,949	26,199	25,636	25,074	24,511	23,949	23,386	22,824	22,261	30,325
82,500	84,000	29,124	28,374	27,624	26,874	26,311	25,749	25,186	24,624	24,061	23,499	22,936	31,000
84,000	85,500	29,799	29,049	28,299	27,549	26,986	26,424	25,861	25,299	24,736	24,174	23,611	31,675
85,500	87,000	30,474	29,724	28,974	28,224	27,661	27,099	26,536	25,974	25,411	24,849	24,286	32,350
87,000	88,500	31,149	30,399	29,649	28,899	28,336	27,774	27,211	26,649	26,086	25,524	24,961	33,025
88,500	90,000	31,824	31,074	30,324	29,574	29,011	28,449	27,886	27,324	26,761	26,199	25,636	33,700
90,000	91,500	32,499	31,749	30,999	30,249	29,686	29,124	28,561	27,999	27,436	26,874	26,311	34,375
91,500	93,000	33,174	32,424	31,674	30,924	30,361	29,799	29,236	28,674	28,111	27,549	26,986	35,050
93,000	94,500	33,849	33,099	32,349	31,599	31,036	30,474	29,911	29,349	28,786	28,224	27,661	35,725
94,500	96,000	34,524	33,774	33,024	32,274	31,711	31,149	30,586	30,024	29,461	28,899	28,336	36,400
96,000	97,500	35,199	34,449	33,699	32,949	32,386	31,824	31,261	30,699	30,136	29,574	29,011	37,075
97,500	99,000	35,874	35,124	34,374	33,624	33,061	32,499	31,936	31,374	30,811	30,249	29,686	37,750
99,000	100,500	36,549	35,799	35,049	34,299	33,736	33,174	32,611	32,049	31,486	30,924	30,361	38,425
100,500	102,000	37,224	36,474	35,724	34,974	34,411	33,849	33,286	32,724	32,161	31,599	31,036	39,100
102,000	103,500	37,899	37,149	36,399	35,649	35,086	34,524	33,961	33,399	32,836	32,274	31,711	40,583
103,500	105,000	38,574	37,824	37,074	36,324	35,761	35,199	34,636	34,074	33,511	32,949	32,386	41,333
105,000	105,000	39,999	39,166	38,332	37,499	36,874	36,249	35,624	34,999	34,374	33,749	33,124	42,083
105,000 円を こえる 金額	105,000 円の場合の税額に、給与の金額のうち 105,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額												
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額													
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその月の給与の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から 334 円を控除した金額													

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表（一）

その週の 給与の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以 上	未 満	税 額										税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	給與の金額の17%に相当する金額
1,160	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197
1,200	1,250	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204
1,250	1,300	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212
1,300	1,350	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221
1,350	1,400	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229
1,400	1,450	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238
1,450	1,500	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246
1,500	1,550	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	255
1,550	1,600	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	263
1,600	1,650	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272
1,650	1,700	85	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,700	1,750	94	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	289
1,750	1,800	102	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297
1,800	1,850	111	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306
1,850	1,900	119	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,900	1,950	128	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	325
1,950	2,000	136	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336
2,000	2,050	145	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,050	2,100	153	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	357
2,100	2,150	162	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,150	2,200	170	92	14	0	0	0	0	0	0	0	0	378
2,200	2,250	179	101	23	0	0	0	0	0	0	0	0	389
2,250	2,300	187	109	31	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,300	2,350	196	118	40	0	0	0	0	0	0	0	0	410
2,350	2,400	204	126	48	0	0	0	0	0	0	0	0	421
2,400	2,450	213	135	57	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,450	2,500	221	143	65	0	0	0	0	0	0	0	0	442
2,500	2,550	230	152	74	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,550	2,600	238	160	82	4	0	0	0	0	0	0	0	463
2,600	2,650	247	169	91	13	0	0	0	0	0	0	0	474
2,650	2,700	255	177	99	21	0	0	0	0	0	0	0	485
2,700	2,750	264	186	108	30	0	0	0	0	0	0	0	495
2,750	2,800	272	194	116	38	0	0	0	0	0	0	0	506
2,800	2,850	281	203	125	47	0	0	0	0	0	0	0	519
2,850	2,900	289	211	133	55	0	0	0	0	0	0	0	531
2,900	2,950	298	220	142	64	6	0	0	0	0	0	0	544
2,950	3,000	306	228	150	72	14	0	0	0	0	0	0	557
3,000	3,050	316	237	159	81	23	0	0	0	0	0	0	570
3,050	3,100	326	245	167	89	31	0	0	0	0	0	0	582
3,100	3,150	337	254	176	98	40	0	0	0	0	0	0	595
3,150	3,200	348	262	184	106	48	0	0	0	0	0	0	608
3,200	3,250	358	271	193	115	57	0	0	0	0	0	0	621
3,250	3,300	369	279	201	123	65	7	0	0	0	0	0	633
3,300	3,350	380	288	210	132	74	15	0	0	0	0	0	646
3,350	3,400	390	296	218	140	82	24	0	0	0	0	0	659
3,400	3,450	401	305	227	149	91	32	0	0	0	0	0	672
3,450	3,500	411	314	235	157	99	41	0	0	0	0	0	684
3,500	3,550	422	325	244	166	108	49	0	0	0	0	0	697
3,550	3,600	433	335	252	174	116	58	0	0	0	0	0	710
3,600	3,650	443	346	261	183	125	66	8	0	0	0	0	723
3,650	3,700	454	356	269	191	133	75	16	0	0	0	0	735
3,700	3,750	465	367	278	200	142	83	25	0	0	0	0	748
3,750	3,800	475	378	286	208	150	92	33	0	0	0	0	761
3,800	3,850	486	388	295	217	159	100	42	0	0	0	0	774
3,850	3,900	496	399	303	225	167	109	50	0	0	0	0	786

口 週 額 表 (二)

その週の 給与の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八條第一項第一号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税 額											税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,900	3,950	507	410	312	234	176	117	59	1	0	0	0	799
3,950	4,000	522	422	325	244	186	127	69	11	0	0	0	814
4,000	4,100	537	435	337	254	196	137	79	21	0	0	0	829
4,100	4,200	557	460	352	274	216	157	99	41	0	0	0	859
4,200	4,300	597	485	387	294	236	177	119	61	2	0	0	889
4,300	4,400	627	510	412	315	256	197	139	81	22	0	0	919
4,400	4,500	657	540	437	340	276	217	159	101	42	0	0	949
4,500	4,600	687	570	462	365	296	237	179	121	62	4	0	981
4,600	4,700	717	600	487	390	317	257	199	141	82	24	0	1,016
4,700	4,800	747	630	513	415	342	277	219	161	102	44	0	1,051
4,800	4,900	777	660	543	440	367	297	239	181	122	64	5	1,086
4,900	5,000	807	690	573	465	392	319	259	201	142	84	25	1,121
5,000	5,100	837	720	603	490	417	344	279	221	162	104	45	1,156
5,100	5,200	867	750	633	516	442	369	299	241	182	124	65	1,191
5,200	5,300	897	780	663	546	467	394	321	261	202	144	85	1,226
5,300	5,400	927	810	693	576	492	419	346	281	222	164	105	1,261
5,400	5,500	957	840	723	606	519	444	371	301	242	184	125	1,296
5,500	5,600	991	870	753	636	549	469	396	323	262	204	145	1,331
5,600	5,700	1,026	900	783	666	579	494	421	348	282	224	165	1,366
5,700	5,800	1,061	930	813	696	609	521	446	373	302	244	185	1,401
5,800	5,900	1,096	960	843	726	639	551	471	398	325	264	205	1,436
5,900	6,000	1,131	994	873	756	669	581	496	423	350	284	225	1,471
6,000	6,100	1,166	1,029	903	786	699	611	524	448	375	304	245	1,506
6,100	6,200	1,201	1,064	933	816	729	641	554	473	400	327	265	1,541
6,200	6,300	1,236	1,099	963	846	759	671	584	498	425	352	285	1,576
6,300	6,400	1,271	1,134	998	876	789	701	614	526	450	377	305	1,611
6,400	6,500	1,306	1,169	1,033	906	819	731	644	556	475	402	329	1,646
6,500	6,600	1,341	1,204	1,068	936	849	761	674	586	500	427	354	1,685
6,600	6,700	1,376	1,239	1,103	966	879	791	704	616	528	452	379	1,725
6,700	6,800	1,411	1,274	1,138	1,001	909	821	734	646	558	477	404	1,765
6,800	6,900	1,446	1,309	1,173	1,036	939	851	764	676	588	502	429	1,805
6,900	7,000	1,481	1,344	1,208	1,071	969	881	794	706	618	531	454	1,845
7,000	7,100	1,516	1,379	1,243	1,106	1,004	911	824	736	648	561	479	1,885
7,100	7,200	1,551	1,414	1,278	1,141	1,039	941	854	766	678	591	504	1,925
7,200	7,300	1,586	1,449	1,313	1,176	1,074	971	884	796	708	621	533	1,965
7,300	7,400	1,621	1,484	1,348	1,211	1,109	1,007	914	826	738	651	563	2,005
7,400	7,500	1,656	1,519	1,383	1,246	1,144	1,042	944	856	768	681	593	2,045
7,500	7,600	1,696	1,554	1,418	1,281	1,179	1,077	974	886	798	711	623	2,085
7,600	7,700	1,736	1,589	1,453	1,316	1,214	1,112	1,009	916	828	741	653	2,125
7,700	7,800	1,776	1,624	1,488	1,351	1,249	1,147	1,044	946	858	771	683	2,165
7,800	7,900	1,816	1,660	1,523	1,386	1,284	1,182	1,079	977	888	801	713	2,205
7,900	8,000	1,856	1,700	1,558	1,421	1,319	1,217	1,114	1,012	918	831	743	2,245
8,000	8,250	1,896	1,740	1,593	1,456	1,354	1,252	1,149	1,047	948	861	773	2,285
8,250	8,500	1,996	1,840	1,684	1,544	1,441	1,339	1,237	1,135	1,033	936	848	2,385
8,500	8,750	2,096	1,940	1,784	1,631	1,529	1,427	1,324	1,222	1,120	1,018	923	2,485
8,750	9,000	2,196	2,040	1,884	1,728	1,616	1,514	1,412	1,310	1,208	1,105	1,003	2,535
9,000	9,250	2,296	2,140	1,984	1,828	1,711	1,602	1,499	1,397	1,295	1,193	1,091	2,635
9,250	9,500	2,396	2,240	2,084	1,928	1,811	1,694	1,587	1,485	1,383	1,280	1,178	2,735
9,500	9,750	2,496	2,340	2,184	2,028	1,911	1,794	1,677	1,572	1,470	1,368	1,266	2,835
9,750	10,000	2,596	2,440	2,284	2,128	2,011	1,894	1,777	1,661	1,558	1,455	1,353	2,935
10,000	10,250	2,696	2,540	2,384	2,228	2,111	1,994	1,877	1,761	1,645	1,543	1,441	3,035
10,250	10,500	2,796	2,640	2,484	2,328	2,211	2,094	1,977	1,861	1,744	1,630	1,528	3,135
10,500	10,750	2,896	2,740	2,584	2,428	2,311	2,194	2,077	1,961	1,844	1,727	1,616	3,235
10,750	11,000	2,996	2,840	2,684	2,528	2,411	2,294	2,177	2,061	1,944	1,827	1,710	3,335
11,000	11,250	3,096	2,940	2,784	2,628	2,511	2,394	2,277	2,161	2,044	1,927	1,810	3,435
11,250	11,500	3,196	3,040	2,884	2,728	2,611	2,494	2,377	2,261	2,144	2,027	1,910	3,535
11,500	11,750	3,307	3,140	2,984	2,828	2,711	2,594	2,477	2,361	2,244	2,127	2,010	3,635
11,750	12,000	3,419	3,244	3,084	2,928	2,811	2,694	2,577	2,461	2,344	2,227	2,110	3,735
12,000	12,250	3,532	3,356	3,184	3,028	2,911	2,794	2,677	2,561	2,444	2,327	2,210	3,835
12,250	12,500	3,644	3,469	3,293	3,128	3,011	2,894	2,777	2,661	2,544	2,427	2,310	3,935

口 週 額 表 (三)

その週の 給与の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八條第一項第五号による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
12,500	12,750	3,757	3,581	3,406	3,230	3,111	2,994	2,877	2,761	2,644	2,527	2,410	4,195
12,750	13,000	3,869	3,694	3,518	3,343	3,211	3,094	2,977	2,861	2,744	2,627	2,510	4,307
13,000	13,250	3,982	3,806	3,631	3,455	3,324	3,194	3,077	2,961	2,844	2,727	2,610	4,420
13,250	13,500	4,094	3,919	3,743	3,568	3,436	3,305	3,177	3,061	2,944	2,827	2,710	4,532
13,500	13,750	4,207	4,031	3,856	3,680	3,549	3,418	3,286	3,161	3,044	2,927	2,810	4,645
13,750	14,000	4,319	4,144	3,968	3,793	3,661	3,530	3,399	3,267	3,144	3,027	2,910	4,757
14,000	14,250	4,432	4,256	4,081	3,905	3,774	3,643	3,511	3,380	3,248	3,127	3,010	4,870
14,250	14,500	4,544	4,369	4,193	4,018	3,886	3,755	3,624	3,492	3,361	3,229	3,110	4,982
14,500	14,750	4,657	4,481	4,306	4,130	3,999	3,868	3,736	3,605	3,473	3,342	3,211	5,095
14,750	15,000	4,769	4,594	4,418	4,243	4,111	3,980	3,849	3,717	3,586	3,454	3,323	5,207
15,000	15,300	4,882	4,706	4,531	4,355	4,224	4,093	3,961	3,830	3,698	3,567	3,436	5,320
15,300	15,600	5,017	4,841	4,666	4,490	4,359	4,228	4,096	3,965	3,833	3,702	3,571	5,435
15,600	15,900	5,152	4,976	4,801	4,625	4,494	4,363	4,231	4,100	3,968	3,837	3,706	5,550
15,900	16,200	5,287	5,111	4,936	4,760	4,629	4,498	4,366	4,235	4,103	3,972	3,841	5,665
16,200	16,500	5,422	5,246	5,071	4,895	4,764	4,633	4,501	4,370	4,238	4,107	3,976	5,780
16,500	16,800	5,557	5,381	5,206	5,030	4,899	4,768	4,636	4,505	4,373	4,242	4,111	5,895
16,800	17,100	5,692	5,516	5,341	5,165	5,034	4,903	4,771	4,640	4,508	4,377	4,246	6,010
17,100	17,400	5,827	5,651	5,476	5,300	5,169	5,038	4,906	4,775	4,643	4,512	4,381	6,125
17,400	17,700	5,962	5,786	5,611	5,435	5,304	5,173	5,041	4,910	4,778	4,647	4,516	6,240
17,700	18,000	6,097	5,921	5,746	5,570	5,439	5,308	5,176	5,045	4,913	4,782	4,651	6,355
18,000	18,300	6,232	6,056	5,881	5,705	5,574	5,443	5,311	5,180	5,048	4,917	4,786	6,470
18,300	18,600	6,367	6,191	6,016	5,840	5,709	5,578	5,446	5,315	5,183	5,052	4,921	6,585
18,600	18,900	6,502	6,326	6,151	5,975	5,844	5,713	5,581	5,450	5,318	5,187	5,056	6,700
18,900	19,200	6,637	6,461	6,286	6,110	5,979	5,848	5,716	5,585	5,453	5,322	5,191	6,815
19,200	19,500	6,772	6,596	6,421	6,245	6,114	5,983	5,851	5,720	5,588	5,457	5,326	6,930
19,500	19,800	6,907	6,731	6,556	6,380	6,249	6,118	5,986	5,855	5,723	5,592	5,461	7,045
19,800	20,100	7,042	6,866	6,691	6,515	6,384	6,253	6,121	5,990	5,858	5,727	5,596	7,160
20,100	20,400	7,177	7,001	6,826	6,650	6,519	6,388	6,256	6,125	5,993	5,862	5,731	7,275
20,400	20,700	7,312	7,136	6,961	6,785	6,654	6,523	6,391	6,260	6,128	5,997	5,866	7,390
20,700	21,000	7,447	7,271	7,096	6,920	6,789	6,658	6,526	6,395	6,263	6,132	6,001	7,505
21,000	21,300	7,582	7,406	7,231	7,055	6,924	6,793	6,661	6,530	6,398	6,267	6,136	7,620
21,300	21,600	7,717	7,541	7,366	7,190	7,059	6,928	6,796	6,665	6,533	6,402	6,271	7,735
21,600	21,900	7,852	7,676	7,501	7,325	7,194	7,063	6,931	6,800	6,668	6,537	6,406	7,850
21,900	22,200	8,032	7,837	7,642	7,460	7,329	7,198	7,066	6,935	6,803	6,672	6,541	7,965
22,200	22,500	8,182	7,987	7,792	7,597	7,464	7,333	7,201	7,070	6,938	6,807	6,676	8,080
22,500	22,800	8,332	8,137	7,942	7,747	7,601	7,468	7,336	7,205	7,073	6,942	6,811	8,195
22,800	23,100	8,482	8,287	8,092	7,897	7,751	7,605	7,471	7,340	7,208	7,077	6,946	8,310
23,100	23,400	8,632	8,437	8,242	8,047	7,901	7,755	7,609	7,475	7,343	7,212	7,081	8,425
23,400	23,700	8,782	8,587	8,392	8,197	8,051	7,905	7,759	7,613	7,478	7,347	7,216	8,540
23,700	24,000	8,932	8,737	8,542	8,347	8,201	8,055	7,909	7,763	7,617	7,482	7,351	8,655
24,000	24,300	9,082	8,887	8,692	8,497	8,351	8,205	8,059	7,913	7,767	7,621	7,486	8,770
24,300	24,600	9,232	9,037	8,842	8,647	8,501	8,355	8,209	8,063	7,917	7,771	7,625	8,885
24,600	24,900	9,382	9,187	8,992	8,797	8,651	8,505	8,359	8,213	8,067	7,921	7,775	8,999
24,900	25,200	9,532	9,337	9,142	8,947	8,801	8,655	8,509	8,363	8,217	8,071	7,925	9,114
25,200	25,500	9,682	9,487	9,292	9,097	8,951	8,805	8,659	8,513	8,367	8,221	8,075	9,229
25,500	円	9,832	9,637	9,442	9,247	9,101	8,955	8,809	8,663	8,517	8,371	8,225	10,319
25,500 円をこえる金額		25,500 円の場合の税額に、給与の金額のうち 25,500 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額											
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額													
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められることにその週の給与の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から 78 円を控除した金額													

(備考 税額の求め方)

- (1) まずその者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められることに当該金額から 78 円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (注) この表において法第三十八條第一項第一号及び第五号は、この法律第十六條第一項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項第一号及び第五号とする。

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表（一）

その日の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 法第三十八條第一項第五号による 給與の金額に 当する税額	丙 法第三十八條第一項第六号による 給與の金額に 当する税額
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額													
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
170	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	
180	190	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
190	200	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
200	210	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	
210	220	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	
220	230	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	
230	240	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	
240	250	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	
250	260	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	
260	270	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	
270	280	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	
280	290	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	
290	300	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	
300	310	23	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	
310	320	24	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	
320	330	26	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	
330	340	28	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	
340	350	30	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	
350	360	31	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	
360	370	33	22	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	
370	380	35	23	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	67	
380	390	36	25	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	69	
390	400	38	27	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	71	
400	410	40	29	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	74	
410	420	41	30	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	76	
420	430	43	32	21	10	1	0	0	0	0	0	0	0	79	
430	440	45	34	22	11	3	0	0	0	0	0	0	0	81	
440	450	47	35	24	13	5	0	0	0	0	0	0	0	84	
450	460	49	37	26	15	6	0	0	0	0	0	0	0	86	
460	470	52	39	28	16	8	0	0	0	0	0	0	0	89	
470	480	54	40	29	18	10	1	0	0	0	0	0	0	91	
480	490	56	42	31	20	11	3	0	0	0	0	0	0	94	
490	500	58	44	33	21	13	5	0	0	0	0	0	0	96	
500	510	60	46	34	23	15	6	0	0	0	0	0	0	99	
510	520	62	48	36	25	16	8	0	0	0	0	0	0	102	
520	530	64	50	38	27	18	10	1	0	0	0	0	0	104	
530	540	66	52	39	28	20	11	3	0	0	0	0	0	107	
540	550	69	55	41	30	22	13	5	0	0	0	0	0	109	
550	570	71	57	43	32	23	15	6	0	0	0	0	0	112	
570	590	76	61	47	35	27	19	10	2	0	0	0	0	117	
590	610	82	66	52	39	31	23	14	6	0	0	0	0	123	
610	630	88	71	57	43	35	27	18	10	1	0	0	0	129	
630	650	94	77	62	48	39	31	22	14	5	0	0	0	135	
650	670	100	83	67	53	43	35	26	18	9	1	0	0	142	
670	690	106	89	72	58	48	39	30	22	13	5	0	0	149	
690	710	112	95	78	63	53	43	34	26	17	9	1	0	156	
710	730	118	101	84	68	58	47	38	30	21	13	5	0	163	
730	750	124	107	90	73	63	52	42	34	25	17	9	0	170	
750	770	130	113	96	79	68	57	47	38	29	21	13	0	177	
770	790	136	119	102	85	73	62	52	42	33	25	17	0	184	
790	810	142	125	108	91	79	67	57	46	37	29	21	0	191	
810	830	149	131	114	97	85	72	62	51	41	33	25	0	198	
830	850	156	137	120	103	91	78	67	56	46	37	29	0	205	
850	870	163	143	126	109	97	84	72	61	51	41	33	0	212	

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八條第一項第一号の規定による税額	丙 法第三十八條第一項第一号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
870	890	170	150	132	115	103	90	77	66	56	45	37	219	68
890	910	177	157	138	121	109	96	83	71	61	50	41	226	73
910	930	184	164	145	127	115	102	89	77	66	55	45	233	78
930	950	191	171	152	133	121	108	95	83	71	60	50	240	83
950	970	198	178	159	139	127	114	101	89	76	65	55	248	88
970	990	205	185	166	146	133	120	107	95	82	70	60	256	93
990	1,010	212	192	173	153	138	126	113	101	88	76	65	264	98
1,010	1,030	219	199	180	160	145	132	119	107	94	82	70	272	104
1,030	1,050	226	206	187	167	152	138	125	113	100	88	75	280	110
1,050	1,070	233	213	194	174	159	145	131	119	106	94	81	288	116
1,070	1,090	240	220	201	181	166	152	137	125	112	100	87	296	122
1,090	1,110	248	227	208	188	173	159	144	131	118	106	93	304	128
1,110	1,130	256	234	215	195	180	166	151	137	124	112	99	312	134
1,130	1,150	264	242	222	202	187	173	158	143	130	118	105	320	140
1,150	1,180	272	250	229	209	194	180	165	150	136	124	111	328	146
1,180	1,210	284	262	240	220	205	190	176	161	146	133	120	340	155
1,210	1,240	296	274	252	230	215	201	186	171	157	142	129	352	164
1,240	1,270	308	286	264	241	226	211	197	182	167	152	138	364	173
1,270	1,300	320	298	276	253	236	222	207	192	178	163	148	376	182
1,300	1,330	332	310	288	265	248	232	218	203	188	173	159	388	191
1,330	1,360	344	322	300	277	260	244	228	213	199	184	169	400	202
1,360	1,390	356	334	312	289	272	256	239	224	209	194	180	412	213
1,390	1,420	368	346	324	301	284	268	251	234	220	205	190	424	223
1,420	1,450	380	358	336	313	296	280	263	246	230	215	201	436	233
1,450	1,480	392	370	348	325	308	292	275	258	241	226	211	448	244
1,480	1,510	404	382	360	337	320	304	287	270	253	236	222	460	254
1,510	1,540	416	394	372	349	332	316	299	282	265	248	232	473	265
1,540	1,570	428	406	384	361	344	328	311	294	277	260	244	487	275
1,570	1,600	440	418	396	373	356	340	323	306	289	272	256	500	286
1,600	1,630	452	430	408	385	368	352	335	318	301	284	268	514	296
1,630	1,660	465	442	420	397	380	364	347	330	313	296	280	527	307
1,660	1,690	478	454	432	409	392	376	359	342	325	308	292	541	317
1,690	1,720	492	466	444	421	404	388	371	354	337	320	304	554	329
1,720	1,750	505	480	456	433	416	400	383	366	349	332	316	568	341
1,750	1,800	519	493	468	445	428	412	395	378	361	344	328	581	353
1,800	1,850	541	516	491	466	448	432	415	398	381	364	348	604	373
1,850	1,900	564	538	513	488	469	452	435	418	401	384	368	626	393
1,900	1,950	586	561	536	511	492	473	455	438	421	404	388	649	413
1,950	2,000	609	583	558	533	514	495	476	457	441	424	408	671	433
2,000	2,050	631	606	581	556	537	518	499	480	461	444	428	694	453
2,050	2,100	654	628	603	578	559	540	521	502	484	465	448	716	473
2,100	2,150	676	651	626	601	582	563	544	525	506	487	468	739	493
2,150	2,200	699	673	648	623	604	585	566	547	529	510	491	761	513
2,200	2,250	721	696	671	646	627	608	589	570	551	532	513	784	533
2,250	2,300	744	718	693	668	649	630	611	592	574	555	536	806	553
2,300	2,350	766	741	716	691	672	653	634	615	596	577	558	829	573
2,350	2,400	789	763	738	713	694	675	656	637	619	600	581	851	593
2,400	2,450	811	786	761	736	717	698	679	660	641	622	603	874	613
2,450	2,500	834	808	783	758	739	720	701	682	664	645	626	896	634
2,500	2,550	856	831	806	781	762	743	724	705	686	667	648	919	656
2,550	2,600	879	853	828	803	784	765	746	727	709	690	671	941	679
2,600	2,650	901	876	851	826	807	788	769	750	731	712	693	964	701
2,650	2,700	924	898	873	848	829	810	791	772	754	735	716	986	724
2,700	2,750	946	921	896	871	852	833	814	795	776	757	738	1,009	746
2,750	2,800	969	943	918	893	874	855	836	817	799	780	761	1,031	769
2,800	2,850	991	966	941	916	897	878	859	840	821	802	783	1,054	791
2,850	2,900	1,014	988	963	938	919	900	881	862	844	825	806	1,076	814
2,900	2,950	1,036	1,011	986	961	942	923	904	885	866	847	828	1,101	836
2,950	3,000	1,059	1,033	1,008	983	964	945	926	907	889	870	851	1,126	859
3,000	3,050	1,081	1,056	1,031	1,006	987	968	949	930	911	892	873	1,151	881

ハ 日 額 表 (三)

その日の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額	丙 法第三十八條第一項第六号の規定による税額		
		扶養親族の人数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人	
以上	未満	税 額													
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
3,050	3,100	1,106	1,078	1,053	1,028	1,009	990	971	952	934	915	896	1,176	904	
3,100	3,150	1,131	1,103	1,076	1,051	1,032	1,013	994	975	956	937	918	1,201	926	
3,150	3,200	1,156	1,128	1,100	1,073	1,054	1,035	1,016	997	979	960	941	1,226	949	
3,200	3,250	1,181	1,153	1,125	1,097	1,077	1,058	1,039	1,020	1,001	982	963	1,251	971	
3,250	3,300	1,206	1,178	1,150	1,122	1,101	1,080	1,061	1,042	1,024	1,005	986	1,276	994	
3,300	3,350	1,231	1,203	1,175	1,147	1,126	1,105	1,084	1,065	1,046	1,027	1,008	1,301	1,016	
3,350	3,400	1,256	1,228	1,200	1,172	1,151	1,130	1,109	1,088	1,069	1,050	1,031	1,326	1,039	
3,400	3,450	1,281	1,253	1,225	1,197	1,176	1,155	1,134	1,113	1,092	1,072	1,053	1,351	1,061	
3,450	3,500	1,306	1,278	1,250	1,222	1,201	1,180	1,159	1,138	1,117	1,096	1,076	1,376	1,084	
3,500円		1,331	1,303	1,275	1,247	1,226	1,205	1,184	1,163	1,142	1,121	1,100	1,401	1,106	
3,500円をこえる金額		3,500円の場合の税額に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										1,401円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額		1,106円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額												—		—	
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその日の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から12円を控除した金額												—		—	

(備考 税額の求め方)

- (1) まずその者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。
- (注) この表において法第三十八條第一項第一号及び第五号は、この法律第十六條第一項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項第一号及び第五号とする。

別表第三 年末調整のための所得税額表（第十七條の規定による所得税額表）

(一)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,300	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,300	45,390	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,980	46,480	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46,480	47,060	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,060	47,650	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,650	48,240	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,240	48,830	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,830	49,420	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49,420	50,590	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50,590	51,770	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51,770	52,950	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52,950	54,120	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,120	55,300	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55,300	56,480	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56,480	57,650	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57,650	58,830	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58,830	60,000	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60,000	61,180	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61,180	62,360	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62,360	63,530	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63,530	64,710	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64,710	65,890	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65,890	67,060	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,060	68,240	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68,240	69,420	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69,420	70,590	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70,590	71,770	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71,770	72,950	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72,950	74,120	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74,120	75,300	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75,300	76,480	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76,480	77,650	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77,650	78,830	5,600	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78,830	80,000	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80,000	81,180	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81,180	82,360	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82,360	83,530	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83,530	84,710	6,600	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84,710	85,890	6,800	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85,890	87,060	7,000	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0	0
87,060	88,240	7,200	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0	0
88,240	89,420	7,400	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0
89,420	90,590	7,600	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0	0
90,590	91,770	7,800	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
91,770	92,950	8,000	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
92,950	94,120	8,200	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0
94,120	95,300	8,400	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0
95,300	96,480	8,600	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0
96,480	97,650	8,800	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
97,650	98,830	9,000	5,600	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0
98,830	100,000	9,200	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
100,000	101,180	9,400	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0
101,180	102,360	9,600	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0
102,360	103,530	9,800	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
103,530	104,710	10,000	6,600	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0

(二)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
104,710	105,890	10,230	6,800	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	10,460	7,000	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	10,690	7,200	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	10,920	7,400	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	11,150	7,600	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	11,380	7,800	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	11,610	8,000	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	11,840	8,200	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	12,070	8,400	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	12,300	8,600	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	12,530	8,800	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0
117,650	118,830	12,760	9,000	5,600	2,200	0	0	0	0	0	0	0
118,830	120,000	12,990	9,200	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0
120,000	121,180	13,220	9,400	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0
121,180	122,360	13,450	9,600	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0
122,360	123,530	13,680	9,800	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0
123,530	124,710	13,910	10,000	6,600	3,200	200	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	14,140	10,230	6,800	3,400	400	0	0	0	0	0	0
125,890	127,060	14,370	10,460	7,000	3,600	600	0	0	0	0	0	0
127,060	128,240	14,600	10,690	7,200	3,800	800	0	0	0	0	0	0
128,240	129,420	14,830	10,920	7,400	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
129,420	130,590	15,060	11,150	7,600	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
130,590	131,770	15,290	11,380	7,800	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
131,770	132,950	15,520	11,610	8,000	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
132,950	134,120	15,750	11,840	8,200	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
134,120	135,300	15,980	12,070	8,400	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
135,300	136,480	16,210	12,300	8,600	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
136,480	137,650	16,440	12,530	8,800	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
137,650	138,830	16,670	12,760	9,000	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
138,830	140,000	16,900	12,990	9,200	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
140,000	141,180	17,150	13,220	9,400	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
141,180	142,360	17,400	13,450	9,600	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
142,360	143,530	17,650	13,680	9,800	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
143,530	144,710	17,900	13,910	10,000	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
144,710	145,890	18,150	14,140	10,230	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
145,890	147,060	18,400	14,370	10,460	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
147,060	148,240	18,650	14,600	10,690	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
148,240	149,420	18,900	14,830	10,920	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
149,420	150,590	19,150	15,060	11,150	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
150,590	151,770	19,400	15,290	11,380	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
151,770	152,950	19,650	15,520	11,610	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
152,950	154,120	19,900	15,750	11,840	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0
154,120	155,300	20,150	15,980	12,070	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
155,300	156,480	20,400	16,210	12,300	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0
156,480	157,650	20,650	16,440	12,530	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
157,650	158,830	20,900	16,670	12,760	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0
158,830	160,000	21,150	16,900	12,990	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
160,000	161,180	21,400	17,150	13,220	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0
161,180	162,360	21,650	17,400	13,450	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
162,360	164,710	21,900	17,650	13,680	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0
164,710	167,060	22,460	18,150	14,140	10,230	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
167,060	169,420	23,020	18,650	14,600	10,690	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
169,420	171,770	23,580	19,150	15,060	11,150	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
171,770	174,120	24,140	19,650	15,520	11,610	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
174,120	176,480	24,700	20,150	15,980	12,070	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
176,480	178,830	25,260	20,650	16,440	12,530	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
178,830	181,180	25,820	21,150	16,900	12,990	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
181,180	183,530	26,380	21,650	17,400	13,450	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
183,530	185,890	26,940	22,180	17,900	13,910	10,460	7,400	4,400	1,400	0	0	0
185,890	188,240	27,500	22,740	18,400	14,370	10,920	7,800	4,800	1,800	0	0	0

(三)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
188,240	190,590	28,100	23,300	18,900	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0	0	0
190,590	192,950	28,700	23,860	19,400	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0	0	0
192,950	195,300	29,300	24,420	19,900	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0	0	0
195,300	197,650	29,900	24,980	20,400	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	400	0	0
197,650	200,000	30,500	25,540	20,900	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	800	0	0
200,000	202,000	31,100	26,100	21,400	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	1,200	0	0
202,000	204,000	31,700	26,660	21,900	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	1,600	0	0
204,000	206,000	32,300	27,220	22,460	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	2,000	0	0
206,000	208,000	32,900	27,800	23,020	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	2,400	0	0
208,000	210,000	33,500	28,400	23,580	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	2,800	0	0
210,000	212,000	34,100	29,000	24,140	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	3,200	200	0
212,000	214,000	34,700	29,600	24,700	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	3,600	600	0
214,000	216,000	35,300	30,200	25,260	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	4,000	1,000	0
216,000	218,000	35,900	30,800	25,820	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	4,400	1,400	0
218,000	220,000	36,500	31,400	26,380	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	4,800	1,800	0
220,000	222,000	37,160	32,000	26,940	22,180	18,400	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0
222,000	224,000	37,820	32,600	27,500	22,740	18,900	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0
224,000	226,000	38,480	33,200	28,100	23,300	19,400	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0
226,000	228,000	39,140	33,800	28,700	23,860	19,900	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	400
228,000	230,000	39,800	34,400	29,300	24,420	20,400	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	800
230,000	232,000	40,460	35,000	29,900	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	1,200
232,000	234,000	41,120	35,600	30,500	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	1,600
234,000	236,000	41,780	36,200	31,100	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	2,000
236,000	238,000	42,440	36,830	31,700	26,680	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	2,400
238,000	240,000	43,100	37,490	32,300	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	2,800
240,000	242,000	43,760	38,150	32,900	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	3,200
242,000	244,000	44,420	38,810	33,500	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	3,600
244,000	246,000	45,080	39,470	34,100	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	4,000
246,000	248,000	45,740	40,130	34,700	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	4,400
248,000	250,000	46,400	40,790	35,300	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	4,800
250,000	252,000	47,060	41,450	35,900	30,800	26,380	22,180	18,400	14,830	11,380	8,200	5,200
252,000	254,000	47,720	42,110	36,500	31,400	26,940	22,740	18,900	15,290	11,840	8,600	5,600
254,000	256,000	48,380	42,770	37,160	32,000	27,500	23,300	19,400	15,750	12,300	9,000	6,000
256,000	258,000	49,040	43,430	37,820	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210	12,760	9,400	6,400
258,000	260,000	49,700	44,090	38,480	33,200	28,700	24,420	20,400	16,670	13,220	9,800	6,800
260,000	262,000	50,360	44,750	39,140	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200
262,000	264,000	51,020	45,410	39,800	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600
264,000	266,000	51,680	46,070	40,460	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000
266,000	268,000	52,340	46,730	41,120	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400
268,000	270,000	53,000	47,390	41,780	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800
270,000	272,000	53,760	48,050	42,440	36,830	32,300	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200
272,000	274,000	54,520	48,710	43,100	37,490	32,900	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600
274,000	276,000	55,280	49,370	43,760	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000
276,000	278,000	56,040	50,030	44,420	38,810	34,100	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460
278,000	280,000	56,800	50,690	45,080	39,470	34,700	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920
280,000	282,000	57,560	51,350	45,740	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180	18,400	14,830	11,380
282,000	284,000	58,320	52,010	46,400	40,790	35,900	31,400	26,940	22,740	18,900	15,290	11,840
284,000	286,000	59,080	52,670	47,060	41,450	36,500	32,000	27,500	23,300	19,400	15,750	12,300
286,000	288,000	59,840	53,330	47,720	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210	12,760
288,000	290,000	60,600	54,140	48,380	42,770	37,820	33,200	28,700	24,420	20,400	16,670	13,220
290,000	292,000	61,360	54,900	49,040	43,430	38,480	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680
292,000	294,000	62,120	55,660	49,700	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140
294,000	296,000	62,880	56,420	50,360	44,750	39,800	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600
296,000	298,000	63,640	57,180	51,020	45,410	40,460	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060
298,000	301,000	64,400	57,940	51,680	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520
301,000	304,000	65,540	59,080	52,670	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210
304,000	307,000	66,680	60,220	53,760	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650	16,900
307,000	310,000	67,820	61,360	54,900	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650
310,000	313,000	68,960	62,500	56,040	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180	18,400
313,000	316,000	70,100	63,640	57,180	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150

(四)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
316,000	319,000	71,240	64,780	58,320	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900
319,000	322,000	72,380	65,920	59,460	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650
322,000	325,000	73,520	67,060	60,600	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400
325,000	328,000	74,660	68,200	61,740	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180
328,000	331,000	75,800	69,340	62,880	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020
331,000	334,000	76,940	70,480	64,020	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860
334,000	337,000	78,080	71,620	65,160	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700
337,000	340,000	79,220	72,760	66,300	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540
340,000	343,000	80,360	73,900	67,440	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380
343,000	346,000	81,500	75,040	68,580	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220
346,000	349,000	82,640	76,180	69,720	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100
349,000	352,000	83,780	77,320	70,860	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000
352,000	355,000	84,920	78,460	72,000	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900
355,000	358,000	86,060	79,600	73,140	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300	30,800
358,000	361,000	87,200	80,740	74,280	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700
361,000	364,000	88,340	81,880	75,420	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600
364,000	367,000	89,480	83,020	76,560	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500
367,000	370,000	90,620	84,160	77,700	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400
370,000	373,000	91,860	85,300	78,840	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130	35,300
373,000	376,000	93,150	86,440	79,980	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200
376,000	379,000	94,440	87,580	81,120	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160
379,000	382,000	95,730	88,720	82,260	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150
382,000	385,000	97,020	89,860	83,400	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140
385,000	388,000	98,310	91,000	84,540	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080	40,130
388,000	391,000	99,600	92,290	85,680	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120
391,000	394,000	100,890	93,580	86,820	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110
394,000	397,000	102,180	94,870	87,960	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100
397,000	400,000	103,470	96,160	89,100	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090
400,000	403,000	104,760	97,450	90,240	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030	45,080
403,000	406,000	106,050	98,740	91,430	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070
406,000	409,000	107,340	100,030	92,720	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060
409,000	412,000	108,630	101,320	94,010	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050
412,000	415,000	109,920	102,610	95,300	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040
415,000	418,000	111,210	103,900	96,590	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,030
418,000	421,000	112,500	105,190	97,880	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020
421,000	424,000	113,790	106,480	99,170	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010
424,000	427,000	115,080	107,770	100,460	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000
427,000	430,000	116,370	109,060	101,750	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140
430,000	433,000	117,660	110,350	103,040	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280
433,000	436,000	118,950	111,640	104,330	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420
436,000	439,000	120,240	112,930	105,620	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560
439,000	442,000	121,530	114,220	106,910	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700
442,000	445,000	122,820	115,510	108,200	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840
445,000	448,000	124,110	116,800	109,490	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980
448,000	451,000	125,400	118,090	110,780	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120
451,000	454,000	126,690	119,380	112,070	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260
454,000	457,000	127,980	120,670	113,360	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400
457,000	460,000	129,270	121,960	114,650	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540
460,000	463,000	130,560	123,250	115,940	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680
463,000	466,000	131,850	124,540	117,230	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820
466,000	469,000	133,140	125,830	118,520	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960
469,000	472,000	134,430	127,120	119,810	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100
472,000	475,000	135,720	128,410	121,100	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240
475,000	478,000	137,010	129,700	122,390	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380
478,000	481,000	138,300	130,990	123,680	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520
481,000	484,000	139,590	132,280	124,970	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660
484,000	487,000	140,880	133,570	126,260	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800
487,000	490,000	142,170	134,860	127,550	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940
490,000	493,000	143,460	136,150	128,840	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080
493,000	496,000	144,750	137,440	130,130	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220

(五)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
496,000	499,000	146,040	138,730	131,420	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360
499,000	502,000	147,330	140,020	132,710	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500
502,000	505,000	148,620	141,310	134,000	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640
505,000	508,000	149,910	142,600	135,290	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780
508,000	511,000	151,200	143,890	136,580	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920
511,000	514,000	152,490	145,180	137,870	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060
514,000	517,000	153,780	146,470	139,160	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200
517,000	520,000	155,070	147,760	140,450	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340
520,000	523,000	156,360	149,050	141,740	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480
523,000	526,000	157,650	150,340	143,130	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620
526,000	529,000	158,940	151,630	144,320	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860
529,000	532,000	160,230	152,920	145,610	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150
532,000	535,000	161,520	154,210	146,900	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440
535,000	538,000	162,810	155,500	148,190	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730
538,000	541,000	164,100	156,790	149,480	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020
541,000	544,000	165,390	158,080	150,770	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310
544,000	547,000	166,680	159,370	152,060	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600
547,000	550,000	167,970	160,660	153,350	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890
550,000	553,000	169,260	161,950	154,640	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180
553,000	556,000	170,550	163,240	155,930	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470
556,000	559,000	171,840	164,530	157,220	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760
559,000	562,000	173,130	165,820	158,510	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050
562,000	565,000	174,420	167,110	159,800	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340
565,000	568,000	175,710	168,400	161,090	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630
568,000	571,000	177,000	169,690	162,380	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920
571,000	574,000	178,440	170,980	163,670	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210
574,000	577,000	179,880	172,270	164,960	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500
577,000	580,000	181,320	173,560	166,250	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790
580,000	583,000	182,760	174,850	167,540	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080
583,000	586,000	184,200	176,140	168,830	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370
586,000	589,000	185,640	177,480	170,120	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660
589,000	592,000	187,080	178,920	171,410	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950
592,000	595,000	188,520	180,360	172,700	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240
595,000	598,000	189,960	181,800	173,990	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530
598,000	601,000	191,400	183,240	175,280	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820
601,000	604,000	192,840	184,680	176,570	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110
604,000	607,000	194,280	186,120	177,960	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400
607,000	610,000	195,720	187,560	179,400	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690
610,000	613,000	197,160	189,000	180,840	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980
613,000	616,000	198,600	190,440	182,280	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270
616,000	619,000	200,040	191,880	183,720	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560
619,000	622,000	201,480	193,320	185,160	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850
622,000	625,000	202,920	194,760	186,600	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140
625,000	628,000	204,360	196,200	188,040	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430
628,000	631,000	205,800	197,640	189,480	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720
631,000	634,000	207,240	199,080	190,920	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010
634,000	637,000	208,680	200,520	192,360	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300
637,000	640,000	210,120	201,960	193,800	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590
640,000	643,000	211,560	203,400	195,240	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880
643,000	646,000	213,000	204,840	196,680	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170
646,000	649,000	214,440	206,280	198,120	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460
649,000	652,000	215,880	207,720	199,560	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750
652,000	655,000	217,320	209,160	201,000	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040
655,000	658,000	218,760	210,600	202,440	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330
658,000	661,000	220,200	212,040	203,880	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620
661,000	664,000	221,640	213,480	205,320	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910
664,000	667,000	223,080	214,920	206,760	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200
667,000	670,000	224,520	216,360	208,200	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490
670,000	673,000	225,960	217,800	209,640	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780
673,000	676,000	227,400	219,240	211,080	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070

(六)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
676,000	679,000	228,840	220,680	212,520	204,360	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360
679,000	682,000	230,280	222,120	213,960	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650
682,000	685,000	231,720	223,560	215,400	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940
685,000	688,000	233,160	225,000	216,840	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230
688,000	691,000	234,600	226,440	218,280	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520
691,000	694,000	236,040	227,880	219,720	211,560	204,360	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810
694,000	697,000	237,480	229,320	221,160	213,000	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100
697,000	700,000	238,920	230,760	222,600	214,440	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390
700,000	703,000	240,360	232,200	224,040	215,880	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680
703,000	706,000	241,800	233,640	225,480	217,320	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970
706,000	709,000	243,240	235,080	226,920	218,760	211,560	204,360	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260
709,000	712,000	244,680	236,520	228,360	220,200	213,000	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550
712,000	715,000	246,120	237,960	229,800	221,640	214,440	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840
715,000	718,000	247,560	239,400	231,240	223,080	215,880	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130
718,000	721,000	249,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
721,000	724,000	—	240,840	232,680	224,520	217,320	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420
724,000	727,000	—	242,280	234,120	225,960	218,760	211,560	204,360	197,160	190,000	182,800	175,600
727,000	730,000	—	243,720	235,560	227,400	220,200	213,000	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000
730,000	733,000	—	245,160	237,000	228,840	221,640	214,440	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440
733,000	736,000	—	246,600	238,440	230,280	223,080	215,880	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880
736,000	739,000	—	248,040	239,880	231,720	224,520	217,320	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320
739,000	742,000	—	249,480	241,320	233,160	225,960	218,760	211,560	204,360	197,160	190,000	182,800
742,000	745,000	—	250,920	242,760	234,600	227,400	220,200	213,000	205,800	198,600	191,400	184,200
745,000	748,000	—	252,360	244,200	236,040	228,840	221,640	214,440	207,240	200,040	192,840	185,640
748,000	751,000	—	253,800	245,640	237,480	230,280	223,080	215,880	208,680	201,480	194,280	187,080
751,000	754,000	—	255,240	247,080	238,920	231,720	224,520	217,320	210,120	202,920	195,720	188,520
754,000	757,000	—	256,680	248,520	240,360	233,160	225,960	218,760	211,560	204,360	197,160	190,000
757,000	760,000	—	258,120	249,960	241,800	234,600	227,400	220,200	213,000	205,800	198,600	191,400
760,000	763,000	—	259,560	251,400	243,240	236,040	228,840	221,640	214,440	207,240	200,040	192,840
763,000	766,000	—	261,000	252,840	244,680	237,480	230,280	223,080	215,880	208,680	201,480	194,280
766,000	769,000	—	262,440	254,280	246,120	238,920	231,720	224,520	217,320	210,120	202,920	195,720
769,000	772,000	—	263,880	255,720	247,560	240,360	233,160	225,960	218,760	211,560	204,360	197,160
772,000	775,000	—	265,320	257,160	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200	213,000	205,800	198,600
775,000	778,000	—	266,760	258,600	250,440	243,240	236,040	228,840	221,640	214,440	207,240	200,040
778,000	781,000	—	268,200	260,040	251,880	244,680	237,480	230,280	223,080	215,880	208,680	201,480
781,000	784,000	—	269,640	261,480	253,320	246,120	238,920	231,720	224,520	217,320	210,120	202,920
784,000	787,000	—	271,080	262,920	254,760	247,560	240,360	233,160	225,960	218,760	211,560	204,360
787,000	790,000	—	272,520	264,360	256,200	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200	213,000	205,800
790,000	793,000	—	273,960	265,800	257,640	250,440	243,240	236,040	228,840	221,640	214,440	207,240
793,000	796,000	—	275,400	267,240	259,080	251,880	244,680	237,480	230,280	223,080	215,880	208,680
796,000	799,000	—	276,840	268,680	260,520	253,320	246,120	238,920	231,720	224,520	217,320	210,120
800,000	803,000	—	278,280	270,120	261,960	254,760	247,560	240,360	233,160	225,960	218,760	211,560
803,000	806,000	—	279,720	271,560	263,400	256,200	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200	213,000
806,000	809,000	—	281,160	273,000	264,840	257,640	250,440	243,240	236,040	228,840	221,640	214,440
809,000	812,000	—	282,600	274,440	266,280	259,080	251,880	244,680	237,480	230,280	223,080	215,880
812,000	815,000	—	284,040	275,880	267,720	260,520	253,320	246,120	238,920	231,720	224,520	217,320
815,000	818,000	—	285,480	277,320	269,160	261,960	254,760	247,560	240,360	233,160	225,960	218,760
818,000	821,000	—	286,920	278,760	270,600	263,400	256,200	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200
821,000	824,000	—	288,360	280,200	272,040	264,840	257,640	250,440	243,240	236,040	228,840	221,640
824,000	827,000	—	289,800	281,640	273,480	266,280	259,080	251,880	244,680	237,480	230,280	223,080
827,000	830,000	—	291,240	283,080	274,920	267,720	260,520	253,320	246,120	238,920	231,720	224,520
830,000	833,000	—	292,680	284,520	276,360	269,160	261,960	254,760	247,560	240,360	233,160	225,960
833,000	836,000	—	294,120	285,960	277,800	270,600	263,400	256,200	249,000	241,800	234,600	227,400
836,000	839,000	—	295,560	287,400	279,240	272,040	264,840	257,640	250,440	243,240	236,040	228,840
839,000	842,000	—	297,000	288,840	280,680	273,480	266,280	259,080	251,880	244,680	237,480	230,280
842,000	845,000	—	298,440	290,280	282,120	274,920	267,720	260,520	253,320	246,120	238,920	231,720
845,000	848,000	—	299,880	291,720	283,560	276,360	269,160	261,960	254,760	247,560	240,360	233,160
848,000	851,000	—	301,320	293,160	285,000	277,800	270,600	263,400	256,200	249,000	241,800	234,600
851,000	854,000	—	302,760	294,600	286,440	279,240	272,040	264,840	257,640	250,440	243,240	236,040
854,000	857,000	—	304,200	296,040	287,880	280,680	273,480	266,280	259,080	251,880	244,680	237,480
857,000	860,000	—	305,640	297,480	289,320	282,120	274,920	267,720	260,520	253,320	246,120	238,920
860,000	863,000	—	307,080	298,920	290,760	283,560	276,360	269,160	261,960	254,760	247,560	240,360
863,000	866,000	—	308,520	300,360	292,200	285,000	277,800	270,600	263,400	256,200	249,000	241,800
866,000	869,000	—	310,000	301,800	293,640	286,440	279,240	272,040	264,840	257,640	250,440	243,240
869,000	872,000	—	311,440	303,240	295,080	287,880	280,680	273,480	266,280	259,080	251,880	244,680
872,000	875,000	—	312,880	304,680	296,520	289,320	282,120	274,920	267,720	260,520	253,320	246,120
875,000	878,000	—	314,320	306,120	297,960	290,760	283,560	276,360	269,160	261,960	254,760	247,560
878,000	881,000	—	315,760	307,560	299,400</							

(七)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
814,000円	817,750円	円	円	円	円	円	円	円	円	241,800円	234,600円	227,400円	220,200円
817,750円	821,500円									243,600円	236,400円	229,200円	222,000円
821,500円	825,250円									245,400円	238,200円	231,000円	223,800円
825,250円	829,000円									247,200円	240,000円	232,800円	225,600円
829,000円										249,000円	—	—	—
829,000円	832,750円	円	円	円	円	円	円	円	円	241,800円	234,600円	227,400円	
832,750円	836,500円									243,600円	236,400円	229,200円	
836,500円	840,250円									245,400円	238,200円	231,000円	
840,250円	844,000円									247,200円	240,000円	232,800円	
844,000円										249,000円	—	—	
844,000円	847,750円	円	円	円	円	円	円	円	円		241,800円	234,600円	
847,750円	851,500円										243,600円	236,400円	
851,500円	855,250円										245,400円	238,200円	
855,250円	859,000円										247,200円	240,000円	
859,000円											249,000円	—	
859,000円	862,750円	円	円	円	円	円	円	円	円			241,800円	
862,750円	866,500円											243,600円	
866,500円	870,250円											245,400円	
870,250円	874,000円											247,200円	
874,000円												249,000円	

その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が718,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円を超える場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一、第六條の規定による所得税額表に定める金額

その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が718,000円を超える場合には、その控除後の給與の金額について、次の区分に応じて計算した金額

その年の保険料及び扶養控除後の給與の金額	税 額
718,000円以下	給與の金額に48%を乗じて算出した金額から95,640円を控除した金額
1,068,000円以上	給與の金額に53%を乗じて算出した金額から149,040円を控除した金額
2,068,000円以上	給與の金額に55%を乗じて算出した金額から190,400円を控除した金額

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに、その年の保険料控除後の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から4,000円を控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (1) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円以下で、且つ、その扶養親族の数が10人以下である者については、その年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が2,000円を超える場合には、2,000円)を控除し、その控除後の金額に給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が2,000円を超える場合には、2,000円)を控除し、その控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円を超える場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一、第六條の規定による所得税額表に定められている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (3) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円を超える者については、その、控除後の給與の金額に応じて、税額欄に掲げる金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第四 退職所得の所得税源泉徴収額表（第十八條第一項の規定による所得
税源泉徴収額表）

退職所得（一）

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
151,000	152,000	100	210,000	212,000	6,000	340,000	344,000	19,750	560,000	564,000	51,750
152,000	153,000	200	212,000	214,000	6,200	344,000	348,000	20,250	564,000	568,000	52,450
153,000	154,000	300	214,000	216,000	6,400	348,000	352,000	20,750	568,000	572,000	53,150
154,000	155,000	400	216,000	218,000	6,600	352,000	356,000	21,250	572,000	576,000	53,850
			218,000	220,000	6,800	356,000	360,000	21,750	576,000	580,000	54,550
155,000	156,000	500	220,000	222,000	7,000	360,000	364,000	22,250	580,000	584,000	55,250
156,000	157,000	600	222,000	224,000	7,200	364,000	368,000	22,750	584,000	588,000	55,950
157,000	158,000	700	224,000	226,000	7,400	368,000	372,000	23,250	588,000	592,000	56,650
158,000	159,000	800	226,000	228,000	7,600	372,000	376,000	23,750	592,000	596,000	57,350
159,000	160,000	900	228,000	230,000	7,800	376,000	380,000	24,250	596,000	600,000	58,050
160,000	161,000	1,000	230,000	232,000	8,000	380,000	384,000	24,750	600,000	604,000	58,750
161,000	162,000	1,100	232,000	234,000	8,200	384,000	388,000	25,250	604,000	608,000	59,450
162,000	163,000	1,200	234,000	236,000	8,400	388,000	392,000	25,750	608,000	612,000	60,150
163,000	164,000	1,300	236,000	238,000	8,600	392,000	396,000	26,300	612,000	616,000	60,850
164,000	165,000	1,400	238,000	240,000	8,800	396,000	400,000	26,900	616,000	620,000	61,550
165,000	166,000	1,500	240,000	242,000	9,000	400,000	404,000	27,500	620,000	624,000	62,250
166,000	167,000	1,600	242,000	244,000	9,200	404,000	408,000	28,100	624,000	628,000	62,950
167,000	168,000	1,700	244,000	246,000	9,400	408,000	412,000	28,700	628,000	632,000	63,650
168,000	169,000	1,800	246,000	248,000	9,600	412,000	416,000	29,300	632,000	636,000	64,350
169,000	170,000	1,900	248,000	250,000	9,800	416,000	420,000	29,900	636,000	640,000	65,050
170,000	171,000	2,000	250,000	252,000	10,000	420,000	424,000	30,500	640,000	644,000	65,750
171,000	172,000	2,100	252,000	254,000	10,200	424,000	428,000	31,100	644,000	648,000	66,450
172,000	173,000	2,200	254,000	256,000	10,400	428,000	432,000	31,700	648,000	652,000	67,150
173,000	174,000	2,300	256,000	258,000	10,600	432,000	436,000	32,300	652,000	656,000	67,850
174,000	175,000	2,400	258,000	260,000	10,800	436,000	440,000	32,900	656,000	660,000	68,550
175,000	176,000	2,500	260,000	262,000	11,000	440,000	444,000	33,500	660,000	664,000	69,250
176,000	177,000	2,600	262,000	264,000	11,200	444,000	448,000	34,100	664,000	668,000	69,950
177,000	178,000	2,700	264,000	266,000	11,400	448,000	452,000	34,700	668,000	672,000	70,650
178,000	179,000	2,800	266,000	268,000	11,600	452,000	456,000	35,300	672,000	676,000	71,350
179,000	180,000	2,900	268,000	270,000	11,800	456,000	460,000	35,900	676,000	680,000	72,050
180,000	181,000	3,000	270,000	272,000	12,000	460,000	464,000	36,500	680,000	684,000	72,750
181,000	182,000	3,100	272,000	274,000	12,200	464,000	468,000	37,100	684,000	688,000	73,450
182,000	183,000	3,200	274,000	276,000	12,400	468,000	472,000	37,700	688,000	692,000	74,150
183,000	184,000	3,300	276,000	278,000	12,600	472,000	476,000	38,300	692,000	696,000	74,850
184,000	185,000	3,400	278,000	280,000	12,800	476,000	480,000	38,900	696,000	700,000	75,550
185,000	186,000	3,500	280,000	282,000	13,000	480,000	484,000	39,500	700,000	706,000	76,250
186,000	187,000	3,600	282,000	284,000	13,200	484,000	488,000	40,100	706,000	712,000	77,000
187,000	188,000	3,700	284,000	286,000	13,400	488,000	492,000	40,700	712,000	718,000	77,800
188,000	189,000	3,800	286,000	288,000	13,600	492,000	496,000	41,300	718,000	724,000	78,600
189,000	190,000	3,900	288,000	290,000	13,800	496,000	500,000	41,900	724,000	730,000	79,400
190,000	191,000	4,000	290,000	292,000	14,000	500,000	504,000	42,500	730,000	736,000	80,200
191,000	192,000	4,100	292,000	294,000	14,200	504,000	508,000	43,100	736,000	742,000	81,000
192,000	193,000	4,200	294,000	296,000	14,400	508,000	512,000	43,700	742,000	748,000	81,800
193,000	194,000	4,300	296,000	298,000	14,600	512,000	516,000	44,300	748,000	754,000	82,600
194,000	195,000	4,400	298,000	300,000	14,800	516,000	520,000	44,900	754,000	760,000	83,400
195,000	196,000	4,500	300,000	304,000	15,000	520,000	524,000	45,500	760,000	766,000	84,200
196,000	197,000	4,600	304,000	308,000	15,400	524,000	528,000	46,100	766,000	772,000	85,000
197,000	198,000	4,700	308,000	312,000	15,800	528,000	532,000	46,700	772,000	778,000	85,800
198,000	199,000	4,800	312,000	316,000	16,250	532,000	536,000	47,300	778,000	784,000	86,600
199,000	200,000	4,900	316,000	320,000	16,750	536,000	540,000	47,900	784,000	790,000	87,400
200,000	202,000	5,000	320,000	324,000	17,250	540,000	544,000	48,500	790,000	796,000	88,200
202,000	204,000	5,200	324,000	328,000	17,750	544,000	548,000	49,100	796,000	802,000	89,000
204,000	206,000	5,400	328,000	332,000	18,250	548,000	552,000	49,700	802,000	808,000	89,800
206,000	208,000	5,600	332,000	336,000	18,750	552,000	556,000	50,300	808,000	814,000	90,600
208,000	210,000	5,800	336,000	340,000	19,250	556,000	560,000	51,000	814,000	820,000	91,400

給 與 の 金 額			税 額	給 與 の 金 額			税 額	給 與 の 金 額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
820,000	826,000	99,000	910,000	916,000	117,000	1,000,000	1,150,000	給與の金額に20%を乗じて算出した金額から65,000円を控除した金額	4,150,000	10,150,000	給與の金額に27.5%を乗じて算出した金額から251,360円を控除した金額
826,000	832,000	100,200	916,000	922,000	118,200						
832,000	838,000	101,400	922,000	928,000	119,400						
838,000	844,000	102,600	928,000	934,000	120,600						
844,000	850,000	103,800	934,000	940,000	121,800						
850,000	856,000	105,000	940,000	946,000	123,000	1,150,000	2,150,000	給與の金額に22.5%を乗じて算出した金額から92,750円を控除した金額	10,150,000	円以上	給與の金額に80%を乗じて算出した金額から505,000円を控除した金額
856,000	862,000	106,200	946,000	952,000	124,200						
862,000	868,000	107,400	952,000	958,000	125,400						
868,000	874,000	108,600	958,000	964,000	126,600						
874,000	880,000	109,800	964,000	970,000	127,800						
880,000	886,000	111,000	970,000	976,000	129,000	2,150,000	4,150,000	給與の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額			
886,000	892,000	112,200	976,000	982,000	130,200						
892,000	898,000	113,400	982,000	988,000	131,400						
898,000	904,000	114,600	988,000	994,000	132,600						
904,000	910,000	115,800	994,000	1,000,000	133,800						

財産税法の一部を改正する法律
財産税法の一部を改正する法律
財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「民法第一千五百一十一條」を「民法第九百五十一條」に改める。

第二十五條第一項中「地租法第八條又は家屋税法第六條」を「旧地租法第八條又は旧家屋税法第六條」に改める。

第四十六條第五項中「五年間」の下に「（第三十八條第一項第一号又は第三十九條第一項の規定により提出すべき申告書に係る課税価格の更正又は決定については、第三十四條に規定する財産の価額又は債務の金額を算定することができることとなつた日後三年間）」を加える。

第五十一條から第五十四條までを次のように改める。

第五十一條乃至第五十四條 削除

第六十三條を次のように改める。

第六十三條 削除

第七十四條第二項中「法人税法」を「旧法人税法（昭和十五年法律第二十五号）」に改める。

附則第三項及び第四項を創る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 臨時財産調査令（昭和二十一年勅令第百八十五号）は、廃止する。

3 財産税について納税義務のあつた者（財産税法第三十四條に規定する財産の価額又は債務の金額を課税価格の計算の基礎に算入すること）に因り納税義務のあることと

なる者を含む。の)有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までの規定により申告しなければならぬい財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについては、この法律施行後においても、なお同令第二條から第四條までの例により申告することができる。

4 前項に規定する財産又は契約については、旧臨時財産調査令第九條及び第十條の規定は、なおその効力を有する。但し、前項の規定による申告をしたものについては、この限りでない。

5 第三項に規定する者以外の者は、その有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までに規定する財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについて權利を行使しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、財産税について納税義務のない旨を証する書面を呈示しなければならぬ。

6 第三項の規定による申告があつた場合においては、税務署長は、当該申告に係る財産又は契約に関する權利(既に第三項の規定により申告された財産又は契約に関する權利がある場合にはこれを含み、財産税法第三十四條に規定する財産を除く)について財産税法第三章の規定により評価した価額を同法第二十三條に規定する課税價格の計算の基礎に算入して同條及び同法第二十四條の規定により算出した税額と同法により賦課された又は賦課されるべき税額(既にこの項の規定により徴收されること

となつた税額があるときは当該税額を加算した税額」との差額に相當する額の財産税を徴収する。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の九中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第十條第一項及び第二項中「所得税法第十八條の下」又は「所得税法の臨時特例に関する法律第十九條第一項」を加える。

第十七條第一項第一号を次のように改める。

一 各事業年度の所得
第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人
所得金額の百分の三十五
その他の法人
所得金額の百分の四十二

第十九條第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同條第六項中「第一項の下」及び「第二項」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

合併に因り存続した法人の事業年度が六箇月をこえ、前事業年度中（前事業年度開始の日を除く。）又は当該事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併がなされた場合において、当該法人につき、前項の規定を適用する場合には、同項の、当該法人の当該事業年度開始の日から七箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付すべ

きことが確定した税額には、その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度直前の事業年度の法人税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した若しくは納付すべきことが確定した税額（以下被合併法人の確定法人税額という）を含むものとし、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により申告書に記載すべき法人税額とこの被合併法人の確定法人税額に六（当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされたときは当該期間のうちその合併後の期間の月数）を乗じて被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額との合計額による。

第二十六條第二項中「若しくは新たに外国法人」を「又は新たに外国法人」に、「その設立後若しくは」を「その設立後又は」に改め、「又は合併後存続する内国法人のその合併の日を含む事業年度に続く事業年度が六箇月をこえる場合（その合併が合併の日を含む事業年度開始の日においてなされたものである場合を除く。）若しくは合併後存続する内国法人の六箇月をこえる事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併があつた場合及び又はその合併後存続する内国法人」を削り、同條第二項中「前條第四項」を「前條第五項」に改める。

第二十四條第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第二十五條第五項中「命令の規定の」を「命令の規定に」改める。

第二十六條第二項中「同條第五項」を「同條第六項」に改め、同條第三項中「第十九條第五項」を「第十九條第六項」に改める。

第二十六條の三第二項中「前條第三項」を「第二十六條の二第三項」に改め、同條を第二十六條の四とし、第二十六條の二の次に次の一條を加える。

第二十六條の三 第二十六條の規定により法人税（清算中に終了した各事業年度の法人税を除く。）を納付しなければならない法人が、当該法人税額の二分の一に相当する金額以下の法人税額について、当該法人税額に係る第十八條第一項、第十九條第一項、第二十條第一項又は第二十一條第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収額予の申請書を政府に提出したときは、政府は、当該税額については、当該提出期限から三箇月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、その徴収を猶予する。

前項の申請書には、申請法人の名称、納税地、代表者の氏名（外国法人にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者、徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。）

政府は、国税徴収法第七條ノ三の規定による場合の外、法人が第一項の規定により徴収を猶予され

た税額に係る法人税額のうち徴収を猶予された税額以外の税額を納期限内に完納しなかつたときは、その徴収を猶予された税額について徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができ、これを第二十八條に次の但書を加える。

但し、第二十六條の三第一項の規定により徴収を猶予された法人税については、その徴収を猶予した期間内に完納しなかつた場合でなければ、これを督促することができない。

第二十九條第二項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第三十條中「第十九條第五項」を「第十九條第六項」に改める。

第三十一條の二第一項及び第三十三條第二項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第三十七條第十項中「第三十五條」を「第三十七條」に改める。

徴収を猶予した期間内に当該利子税額を完納しなかつた場合でなければその納付を督促することができない。

第四十三條第一項及び第四十三條の二第一項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第四十八條第一項及び第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第四十九條第一項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定（第十九條及び第二十條の規定を除く。）は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第二十六條の三、第二十八條及び第四十二條の規定は、法人の昭和二十六年九月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。

3 この法律施行後法人が昭和二十七年一月一日以後最初に終了する事業年度分について第十九條の規定による申告書を提出する場合においては、同條に規定する前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額のうち各事業年度の所得に対する法人税額は、同條の規定にかかわらず、当該法人税額に四十二を乗じて三十五で除して計算した金額とする。

4 法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

5 法人税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

6 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ三第一項を削り、同條第二項中「前項ニ依り徴収スル」を「前條ニ依り徴収セラルル」に改め、同條を第七條ノ四とし、第七條ノ二の次に次の一條を加える。

第七條ノ三 第七條、第三十一條ノ二第三項（第三十一條ノ三第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ国税及リ其ノ滞納処分費ニ付徴収ノ猶予ヲ受ケタル者左ノ場合ニ該當スルトキハ政府ハ其ノ徴収ノ猶予ヲ取消シ之ヲ一時ニ徴収スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合ヲ除クノ外予メ其ノ徴収ノ猶予ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ聞クコトヲ要ス但シ其ノ者ガ正当ノ事由無クシテ弁明ヲ為サザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 分割徴収ヲ認メタル国税及滞納処分費ノ期限内ニ納付セザルトキ

二 担保ノ提供又ハ変更其ノ他担保ニ關スル政府ノ求ニ応ゼザルトキ

第一類第六号 大蔵委員會議録第二号 昭和二十六年十月二十四日

三 徴収ノ猶予ヲ受ケタル者ノ
實力其ノ他ノ事情ノ変化ニ因
リ其ノ猶予ヲ為スコト不適当
ト認メラルトキ

四 第四條ノ一各号ノ事由生ジ
タル場合ニシテ其ノ徴収ヲ猶
予シタル期限ニ到リ其ノ徴収
ヲ猶予シタル國稅及滯納処分
費ノ徴収ヲ完ウスルコト能ハ
ズト認メラルトキ

7 國稅徵收法の一部を改正する法
律(昭和二十五年法律第六十九号)
の一部を次のように改正する。
附則第八項中「第二十六條の三」
を「第二十六條の四」に改める。

8 國稅徵收法の一部を改正する
法律(昭和二十六年法律第七十八
号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第七條ノ三」を
「第七條ノ四」に改める。

附則第十一項中「第二十六條の
三」を「第二十六條の四」に改める。
三を「第二十六條の四」に改める。

○西川政府委員 ただいま議題となり
ました連合國財産補償法案の提案理由
を御説明申し上げます。

この法律案は、連合國との平和條約
第十五條の規定に基き、連合國または
連合國人が開戦時に日本国内に有して
いた財産について、戦争の結果生じた
損害の補償を行うために、必要な事項
を規定するものであります。従来この
種の補償は、平和條約上の義務とせら
れるのが例であり、イタリヤ、ブルガ
リア等の平和條約におきましても、こ
れに関する詳細な規定が條約中に設け

られていたものであります。對日平和
條約におきましては、條約の條項をな
るべく簡潔ならしめて、その成立を促
進する趣旨をもつて、條約中には補償
の原則のみを規定し、その細目は日本
の国内法によらしめる形がとられたわ
けであります。しかしながら、事柄そ
のものは條約の内容をなすべき性質を
持つております關係上、連合國側と十
分協議を遂げて法律案を作成したもの
であります。この法律案は、條約中
にも引用されており、實質上は條約と
一体をなすものと申すべきでありま
す。

次に、この法律案の内容につき、お
もな点を申し上げます。まず第一
は、條約第十五條の趣旨に沿つて補償
の原則を定めたことであります。補償
の原則としては、連合國または連
合國人が開戦時に日本国内に有して
いた財産について、戦争の結果損害
が生じたときは、日本政府は、その損
害を補償するものといたしてありま
す。すなわち、補償を受ける主体は、
連合國または連合國人に限られ、補償
の対象となる財産は、開戦時におい
て、平和條約の規定により、日本國の
主權が回復される地域にあつた財産に
限定されることになっております。ま
た補償される損害は、戦闘行為に基
因する損害、戦時特別措置に基因する損
害など特定の原因に基く損害に限定さ
れております。なお返還できる状態に
ある財産については、正当の事由なく
して所定の期限までに返還の請求がな
かつたときは、損害の補償はされな
いことになりました。

第二は、損害額の算定について規定
したことであり、損害額の算定方
法につきましては、財産の種類ごとに
規定を設けてあります。原則として
は、財産を開戦時の状態に回復するた
め必要な金額によることになっており
ます。また連合國人がすでに利益を受
けていたような場合には、損害額から
これに相當する金額を差引いて補償金
額を定めることとし、日本側の負担が
公正なものとなるように措置いたして
あります。

第三は、補償金の支拂い方法につ
いて規定したことであり、補償請求
の手続及び期限を定めました。補償請
求権者が、その所屬する國の政府を經
て、平和條約の発効時から十八月以内
に、日本國政府に對し、補償金支拂い
請求書を提出することを要するものと
し、この期間内に提出がないときは、
補償金の支拂い請求権を放棄したもの
とみなされることになりました。また
補償金の支拂いは、原則として円
貨をもつて、また一會計年度におけ
る支拂いの限度を百億圓に限定する
等、わが國の財政状態及び為替状態に
なるべく困難な影響を與えぬよう、配
慮いたしてある次第であります。

最後に、日本國政府の決定した補償
金額に對して、異議がある場合の解決
方法としては、一定期間内に再審査の
請求をすることを認め、これを審査す
るため連合國財産補償審査會を置くこ
ととしておりますが、なお連合國との
間に特別の協定がなされる場合には、
その協定に定める手続によるべき旨の
規定が設けられております。

以上申し上げましたように、この法
律案は、對日平和條約に基き、かつ條
約と一体をなす補償事項について、そ
の実施方法を規定したものでありまし

て、わが國が平和條約上の義務を履行
するために、ぜひとも必要なものであ
ります。

次に會社利益配當等臨時措置法を廢
止する法律案につきまして、提案の理
由を御説明申し上げます。

會社利益配當等臨時措置法は、終戰
後わが國の經濟が不安定で企業經理の
内容もきわめて弱体であつた時期にお
いて、利益配當を規制し、會社經理の健
全化をはかることを目的としたもので
あります。その後わが國の經濟は、
漸次安定を回復し、企業經理の内容も
充實して参り、この法律制定當時の状
況とは、相當趣を異にするに至つて來
てゐるのであります。もちろん今後もし
利益配當の適正を期し、社内留保の蓄積
をはかることが必要であることは申す
までもありませんが、配當規制に關す
るこの法律の趣旨は、先般施行された
改正商法によつておのおの取入れられ
ておりますので、この法律廢止後も、
配當の適正化に關する法的措置に欠け
るところはないものと考えられるので
あります。

右のような状況にかんがみまして、
會社利益配當等臨時措置法を廢止す
るため、この法律案を提出いたした次第
であります。

次に所得稅法の臨時特例に關する法
律案について、提案の理由を御説明申
上げます。

政府はすでに昨年及び本年の二度に
わたり減稅を断行し、國民の租稅負担
の軽減合理化に努めて参つたのであり
ますが、わが國經濟は昨年勃発した朝
鮮動亂と、変動する國際情勢との影響
をきわめて強く受けるに至り、一方に
おいて生計費の増高を通じて國民生活

に影響を及ぼすとともに、他方におい
て法人收益の異常な上昇を來す等、租
稅負担の配分上考慮すべき問題を生ず
ることとなつたのであります。

しかし本年の租稅その他の歳入
におきましては、当初予算に比し相當
多額に達する自然増収が見込まれ、また
昭和二十七年年度におきましても、本年
度以上の収入を見込むことができ、今
後における歳出の増加を考慮しても、
なお相當の減稅を實行し得る見通しを
得ましたので、政府は國民生活の安定
に資するため、所得稅の軽減合理化を
行うとともに、法人收益の状況にかんが
みまして、法人税につき若干の増徴を
行うこととし、ここに關係法律案を提
出することとしたのであります。

所得稅につきましては、最近におけ
る物價の動向と國民租稅負担の現状に
かんがみまして、その負担の一層の輕
減合理化、特に低額所得者の負担の輕
減をはかることとしたのであります。

すなわち、まず基礎控除につきまし
ては、現行三萬圓を五萬圓に引上げ、扶
養控除につきましては、現在扶養親族一
人につき一律に一萬五千圓となつてお
りますのを、扶養親族三人までは一
人につき二萬圓に引上げるとともに、
また税率につきましては、現行の課稅
所得五萬圓以下百分の二十に始まり、
百萬圓を越える金額に對する百分の五
十五に至る税率適用上の階級区分の刻
みをゆるやかにし、八萬圓以下百分の
二十、八萬圓を越え、十二萬圓以下の金
額百分の二十五、以下順次通増して最
高二百萬圓を越える金額百分の五十五
と改めることにしたのであります。以
上の改正は、さきに行われました主食

価格の引上げ等を考慮して、おおむね本年八月にさかのぼって実施することとしたのであります。

しかし、給与所得者に対する源泉徴収については、本年十一月一日以降支給される給与から、改正後の控除税率によることとし、八月から十月までの間の源泉徴収額の過納額は、本年の年末調整において調整することとしております。また申告納税の所得者については、右の改正を本年八月にさかのぼって実施する結果、本年分の基礎控除を三万八千円に、扶養控除を扶養親族三人まで一人につき一万七千円にそれぞれ引上げるとともに、税額の計算は本年八月にさかのぼって、改正税率を適用したものと作成した簡易税額表によるものとしたしております。

なお不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除につきましては、現在一万五千円を所得から控除することにしたのであります。また、今回の性質及び税額計算上の便宜を考慮して、これを税額控除に改め、年四千円を税額から控除することとしたのであります。この結果、低所得者については、現在の所得控除よりも若干有利となるのであります。

次に退職所得につきましては、昭和二十五年年度における改正により、収入金額から十分の一・五を控除した上、変動所得として平均課税を選択し得ることとしておりますが、今回の税負担の軽減と課税の簡素化をはかることとしたのであります。すなわち、昭和二十七年一月一日以後支給される退職所得については、他の所得と総合せず分別して課税し、その収入金額から十五万円を控除した後の金額の半額を課税所得として、一般の税率を適用することとしております。これにより退職所得に対する税負担は、相当大幅に軽減されることとなるのであります。なお、本年中に支給される退職所得に対しては、平均課税の方式はそのままといたしますが、控除金額を十分の一・五から十分の三に引上げ、経過的に負担の緩和をはかることとしております。

次に、昭和二十七年一月一日以後支拂いの確定する配当所得に対しては、新たに百分の二十の税率により源泉徴収を行うこととし、もつてその課税の適正を期することとしたのであります。この配当所得につき源泉徴収した税額は、申告の際現在の配当控除のほか、総額から控除することとしたのであります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。法人税につきましては、最近における法人収益の状況、個人の負担との関係等を考慮して、若干の増徴をはかることとし、法人税の円滑な納付に資するため、徴収期等の制度を設ける等、所要の改正を行うこととしたのであります。

まず税率につきましては申し上げますと、普通法人におきまして現行の百分の三十五を、二割方引上げて百分の四十二とし、昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から、適用することとしたのであります。なお、協同組合等の特殊法人及び公益法人の収益事業に対する税率につきましては、その実情にかんがみ、現行税率通りすえ置くこととしたのであります。次に法人税については、新たに徴収

猶予の制度を設けることとしたのであります。すなわち、現在法人税の納期限は事業年度終了後二箇月以内となつておりますのを、最近の金融及び取引の実情にかんがみ、法人税額の半額につき、現行納期限からさらに三箇月以内を限つて、申請によりその徴収を猶予することとしたのであります。

なおこのほか法人税に關しまして、別途退職手当引当金について、一定の基準のもとにこれを損金に算入することを認め、また重要産業設備の近代化を一層促進するために、緊急に設備の合理化を必要とする事業の機械等について、その取得の年に取得価額の半額を、特別償却することが出来る等の措置を講ずる見込みであります。

次に、財産税法の一部を改正する法律案について申し上げます。財産税法は昭和二十一年十一月二十日施行されたことは御承知の通りでありまして、本年十一月十九日以降は、財産税については課税を行うことができないこととなつていたのであります。しかるに財産税の課税財産のうち、賠償指定施設等については今日まで課税を延期して参つたのであります。が、今日においてもなおその帰属が確定いたしませんので、これらの財産に限り、さらに今後三年間においてその帰属が明らかになつた際に、課税し得ることとしたのであります。

以上三法律案につきましてはその大要を申し上げましたが、これらの改正措置により、所得税においては源泉徴収の所得税で三百六億八千三百万円、申告納税の所得税で百億八千九百万円、合計四百七億七千二百万円の減収を生

ずる見込みであり、法人税においては二億六千二百万円の増収となる見込みでありまして、差し引四百五億一千万円の減税となるのであります。

以上、五法案について御説明申し上げます。何とぞ御審議の上すみやかに賛成せられんことを、切望いたしてやまない次第であります。

○夏堀委員長 次は前回の委員会におきまして提案趣旨の説明を聴取いたしました日本輸出銀行法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑に入ります。

○小山委員 質疑に入る前に、輸出銀行から専務理事が見えておるようでありまして、その運営状況その他について説明を求めたいと思ひます。

○夏堀委員長 それでは輸出銀行の方から説明をお願いします。

○山崎説明員 私は日本輸出銀行の専務理事をいたしております山崎であります。お申しつけによりまして、日本輸出銀行の最近の状況について御説明申し上げます。

日本輸出銀行は、御承知の通り昨年の十二月制定せられました日本輸出銀行法に基づきまして、機械設備、車両、船舶など、いわゆるプラント輸出に伴ひまして、比較的期間の長い、すなわち期間六箇月以上にあたる運転資金を供給することによりまして、金融面からプラント輸出を促進する目的をもつて、設立せられたものでございます。

設立を見ましたのは昨年の十二月二十八日でございますが、ただちに開業準備に着手いたしましたので、政府予算上定められました定員、すなわち總裁以下実際の従事員を加えて、職員四十余名の小規模をもつて、丸の内の興

業銀行ビル内において、去る二月一日より営業を開始いたしましたのでござい

ます。本行の資本金は全額政府出資金でございます。開設の当初一般会計から二十五億円の繰込みを受けまして、三月末にさらに見返資金特別会計から二十五億円、九月初めに一般会計より再び二十五億円の繰込みを受けまして、現在では繰込み済資本金は七十五億円、残余七十五億円は未繰込みのまま存在しておる状況になっております。しかし本行は、債券の発行はもとより、借入金を行いますことも一切認められておりませんので、本行の運用し得る資金は、右政府出資金以外にはないわけでございます。本行の行います業務につきましては、その大綱は法律において定められておるのでございます。が、こまかい資金融通の条件などは、本行が独自に定めますところの業務方法書に従つて行うことと相なつております。

まず本行の行います業務の範囲でございますが、それにつきましては、さきに申し述べました本行設立の目的に照しまして、きわめて局限されたことになつております。すなわち本行の業務は、設備、船舶、車両並びにその部品及び付属品、すなわち俗にいわれるプラントものの輸出、並びにこれに伴つてなされる技術の提供のために必要なる、期限六箇月以上にあたる長期運転資金を、供給することに限定されておるのであります。しかし本行が右の長期運転資金の融通を行うにつきましては、法律は次の三つの要件を規定いたしております。

第一、輸出銀行の最近の状況について御説明申し上げます。

日本輸出銀行は、御承知の通り昨年の十二月制定せられました日本輸出銀行法に基づきまして、機械設備、車両、船舶など、いわゆるプラント輸出に伴ひまして、比較的期間の長い、すなわち期間六箇月以上にあたる運転資金を供給することによりまして、金融面からプラント輸出を促進する目的をもつて、設立せられたものでございます。

設立を見ましたのは昨年の十二月二十八日でございますが、ただちに開業準備に着手いたしましたので、政府予算上定められました定員、すなわち總裁以下実際の従事員を加えて、職員四十余名の小規模をもつて、丸の内の興

業銀行ビル内において、去る二月一日より営業を開始いたしましたのでござい

その第一は、普通の銀行が通常の條件によつては資金の供給を行うことが困難であるということでありませう。その第二は、輸出契約がすでに締結されておるか、またはその締結されることであるか、またはその締結されることであるか、が確實であるということでありませう。その第三は、輸出契約に基づく債務の履行及び融通金の回收が、確實と認められることとでございます。本行は右の要件を遵守いたしまして、資金の融通に當つておるわけでございますが、その融通の方式につきましては、法律に規定があるのでございまして、それには次の三つのものが定められております。

すなわちその第一は、国内の輸出業者または輸出品製造業者に対する資金金（貸付）でございまして、しかもその場合には、普通の銀行とのいわゆる協調融資の方法に限られておるのであります。その第二は、普通の銀行がプラント輸出のために、国内の輸出業者または輸出品製造業者に対して、まず手形の割引をいたしまして、その割引いたした手形をさらに本行が再割引することによりまして、資金の融通を行う方式であります。第三の方式は、外国の政府、銀行、商社等に対して、わが国からプラント設備を買い付けるための資金として、直接円資金を貸し付ける方式でございまして、

以上法律に定められました三つの方式の中におきまして、現在本行が取扱っておりますのは、その第一の協調融資と、第二の手形の再割引の二つでございます。第三の直接外国政府等に對して貸付をいたしますことは、いまだ実行をいたしておりません。しかし現在には業務方法書の定めるところに

よりまして、協調融資の場合におきましては、本行が所要資金の入割、普通の銀行が二割の割合でこれを分担することといひ、利率につきましては、協調融資の場合も手形再割引の場合も、本行の取得せる金利は年利にして七分五厘、日歩にして二錢五毛を徴しております。また融通の期限は法律の以て定めるところによりまして、六箇月以上原則として三年以内、特別の必要ある場合に限つて五年以内といひしております。担保につきましては、資金の性質上、通常の場合は物的担保を徴することが困難でありますので、これはむしろ特別の場合に考慮いたすことといひ、通常の場合におきましては、輸出信用保険をつけること、代金受領の委任を受けること、人的保証をとることなどによりまして、実情に即した取扱いをなすことといひしております。

本行開業以来今日に至るまでに、すでに九箇月余りも経過いたしましたのであります。その間における本行の業績について御説明を申し上げますと、便宜上先般お手元に配付いたしました融資状況と申す謄写版刷りがございしますので、それについてごらんをいただきたいと思います。その最初のページは「月別貸出状況」と記してございしますが、一番左の欄をごらんいただきますと、そこに融資承諾の欄がございします。すなわち本行開業以来今日まで資金の融通を承諾いたしましたものでございますが、件数にいたしましたとして、その欄の一番右の方に累計がございしますが、五十一件でございします。その下に括弧書きして七件とございしますのは、五十一件のうち手形再

割引の方法によりまして、資金を融通いたしたものの内書きでございます。

しかて融資を承諾いたしました金額は、そこにございます通り累計五十四億六千三十八万七千円、その下に括弧書きいたしまして、再割引に属する分一億八千八百十八万二千円ございます。その次の欄の「月中貸出金額」と申しますのは、現実に資金を貸し出しました額でございます、その額は累計五十億四千五百五十五万一千円、うち再割引に属するものが一億七千九百三十万八千円でございます。その次の欄の「月中回収金額」と申しまするのは、開業以來すでに回収をいたしました金額を記してあるのでございますが、累計四億三千二百二十万七千円でございます。差引きまして月末残高といたしまして、十月二十日現在において件数は五十件、すなわち一件はすでに全額償還になつておるために減つております。その金額は四十六億一千三百三十四万三千円、うち再割引に属する金額が一億七千九百三十万八千円でございます。

第二の表をごらんいただきますると、ただいま申し上げました金額を品目別、仕向地別に、輸出契約に對して協調融資並びに手形再割引をいたしました状況を、一覽表として差出しているでございます。一番左の欄は品目の欄でありますが、電気機械、これが仕向地といたしましては、ここにございます通り、アルゼンチン二件、沖繩七件、フィリピン一件、インド一件、台灣三件、タイ国が一件、合計いたしました、電気機械関係は十五件、これに對しまして、そのものとなりました輸出契約金額は、次の欄の三

十五億八千二百万円、そのうち輸出銀行が融通を承諾いたしました金額が二十億二千万円となっております。次の

品目は織離機械でございますが、台湾向けが三件、パキスタンへ七件、ベルギー領コンゴへ一件、インドへ一件、合計十二件、その輸出契約金額が三十四億三千四百万円、それに対して輸出銀行が融資を承諾いたしました金額が、十五億七千二百万円でありました。その次は鉄道車両でございますが、これはパキスタンに対して二件であります。輸出契約金額で十一億六千九百万円、融資を承諾いたしました金額は五億四千四百万円でございます。

次に船舶でございますが、バナマへ向けて二件、リベリアへ一件、タイへ九件、沖繩へ一件、朝鮮へ一件、合計十四件、輸出契約金額が二十八億六百万円、本行が融資を承諾いたしました金額が、九億九千五百万円でございます。

その他といたしましてインド向けが一件、これはデイトゼル・エンジンでございますが、輸出契約が一億五千六百万円で、本行が八千八百万円を融資いたしております。その次のビルマ、これは浮橋橋でございますが、一件で一億一千百万円の輸出契約に対して、五千二百万円を融通いたしております。それから沖繩へ向けまして、これは軍の關係の施設でございますが、六件、輸出契約が十二億一千五百万円、これは全部手形再割引いたしておりますまして、一番右の欄をごらんいただきますと、一億三千万円を再割引いたしております。その他の部類に属するものが合計いたしまして八件、輸出契約金額が十四億八千三百万円で、本

行が融資を承諾いたしましたのが一億四千万円と、再割引をいたしましたのが一億三千万円。

以上を合計いたしましたして、件数において五十一件、輸出契約金額において百二十四億七千六百万円、これに対して協調融資の方法によつて融資を承諾いたしました金額が五十二億七千二百百万円で、手形再割引において放出いたしました金額が一億八千八百万円、これを合計いたしました五十四億六千万円が、先ほど申し上げました十月二十日現在の残高になっております。

なお最後のページをごらんいただきますと、これは、借入申込状況でございます。

います。が、この申込みのうちには、まだ正式の申込みというには至りませんが、あらかじめ商談が進行中でありまして、大体契約ができそうだといたうところで、あとのことのためにあらかじめ打合せに参つておる金額を含んでおりますが、それを内訳いたしました。電氣機械関係が五件で、その次に金額とございますのは、輸出契約の見込み金額でございます。これが五億八千六百万円。纖維機械が十件で十三億五千万円。船舶車両は七件で百四十四億三千六百万円。その他の機械類が四件で二十一億四千六百万円。總計二十六件で、輸出契約見込み金額は百八十五億二千六百万円と相なっております。なおこれらの融資に關しまして、その一件当りの金額並びに期限を申し上げますと、融資金額といたしましては一件最高のものは四億六千四百万円でございます。最低のものは五百六十三万円になつております。平均いたしまして一件当り一億七百万円となっております。また融資の期限は最長十七箇月、

最短六箇月、平均は約九箇月と相なっております。

本銀行開設以来今日の融資の実績は、以上申し上げました通りでございますが、以上の数字は昨年の秋本銀行法を御審議いただきましてからの予想に比較いたしますと、やや輸出不振の情勢を示しておることは、いふまでもないところであると存じます。何ゆゑに予期の数字を示さなかつたかと申しますと、昨年の上半期中は、わが国のプラント物の輸出は、比較的順調に漸次増大の趨勢をたどつておつたのでございまして、昨年六月初旬動乱の勃発とともに、形勢一変いたしました。その後におけるわが国の原材料価格の、ことに鋼材の価格の高騰とかつその価格の不安定ということが、輸出契約の長期にわたる見積りをほとんど不可能にいたしました。原材料の将来の値上りを考慮いたしました、見積りをいたしましたところ、とうてい諸外国と競争し得ないような高値にならざるを得ない状況に陥りまして、これがために昨年末以後におきましては、プラント輸出の新規契約はほとんど少い状況になりました。その結果がただいま申し上げましたような数字として、今日に及んでおるのでございます。ただ最近に至りましては、国際的に見ましても、また国内的に見ましても、物価の状況がやや安定の度を増して参つたように思われまします。幾分プラント輸出の取引も活氣をとりもどし始めたやうな気がいたします。ことに最近注目を引きいておりますところのいわゆる東南アジアの経済開発が、今後具体的に進行するように相なり、あるいはまた最近しきりに伝えられております米

国からの各種工作機械類の注文が、現実に発注を見るように相なりますならば、今後は相当の成績を上げることが出来るのではないかと、ひそかに期待をいたしておるやうな次第でございます。

なおここで最近の情勢として注意を要しますことは、最近話が出て参ります輸出契約は、その條件が、たとえば輸出後一年とか二年とか、または物によりましては三年、五年の比較的長期の支拂いを要求して参つておる傾向が、漸次濃厚となつておることでございます。この支拂い條件が長引いて参りますことにつきましては、すでに他の競争国においても、ある程度この種の條件に依つて輸出をいたしておるやうな状況が見受けられます。ために、わが国といたしましては、漸次これに同調せざるを得なくなるのではないかと、思つてございまして、そうなる参りますと、本銀行の貸出し條件も、勢い今後は漸次長期化せざるを得ないと思われらるゝのでございまして、その結果といたしまして、資金の回転がおそくなりまして、より多くの資金量を必要とするに相なるのでございまして、私どもといたしましては、何となく資金の需要に應じ得るやうに、極力銀行の實力を充実にいたしまして、万全の備えをはかりまことを望んでおつたのでございまして、幸いにここに本年度内において、資本金をさらに二十億圓追加いたして、百七十億圓とする法律案並びに予算案が提案されておりますことは、本銀行といたしましては、大いに喜んでおる次第でございます。

なお本銀行の業況を御説明いたします機会に、一言つけ加へさせていただきます。日本輸出銀行の運営に關しましては、皆さまで御承知の通り、法律の定めるところによりまして、広汎なる権限を銀行當事者に御一任くださつておるのでございます。われ／＼當事者としていたしましては、業務に十分慎重を期しますために、設立と同時に、非公式な会合ではございまして、輸出金融懇談会なるものを設けまして、大蔵省、通商産業省、日本銀行の代表の方々と並びに輸出品製造業者、貿易業者、普通銀行の東西のそれ／＼の代表の方々に御参集いただきまして、毎月少くとも一回以上御会合を願ひまして、本銀行の行います業務に關して忌憚なき御意見、御批判等を承りまして、運営の参考といたしておるのであります。いやしくもその運営が独善に陥り、過誤を犯すがございまして、運営に當つておるつもりでございます。

以上をもちまして一応私の御説明を終りたいと思ひます。

○夏堀委員長 御質疑はありますか。——深澤君。

○深澤委員 本法案が成立するときに、大分問題になつたのであります。大体輸出銀行の果す役割は、一般銀行が融資し得ないものを引受けけるということになつて来るのであります。これは質的に量的に、その限界は、これは困難であるというやうな、あいにく考へるわけでありまして、従つて、法案の場合においては議論が抽象化して来るのが當然であります。さて、いよいよ輸出銀行が具体的にその業務を行う場合においては、この限界や認定がまこと

とに具體的になつて来ると私は思うのであります。その問題について輸出銀行が今までやつて参りました実績に基いて、一般銀行が引受けけることのできないものを、どういふ基準によつて輸出銀行がやるのだという見地からおやりになつておるか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○山藤説明員 ただいまお尋ねの点は、お話にございました通り、抽象的には申し上げ得ますものの、具體的な案件につきましては、その判断はなかなかむずかしいことと存じます。普通銀行が普通の條件で融通し得ない申請します内容は、量的方面もございまして、また質的方面もございまして、量的方面におきましては、ただいま御説明申し上げました通り、協調融資の方法によりまして場合は輸出銀行が二割、市中銀行等が二割を限度としたものでございまして、その運営に當つておるのでございまして、場合によりましては、あるいはその二割をもう少し詰めたければ、市中銀行の負担に耐えないという場合も起り得ると思ひます。その点に關しましては、現在まで取扱つて参りました範囲におきまして、この二割をさらに減らしてもらいたいという具體的要求に、遭遇いたしました事例はございませぬ。私どもといたしましては、この量の点に關しましては、今後ともちろん十分留意いたしまして、もし真に融通をすべきものと思はれるにかかわりませぬ、ただいまの二割、二割の限度は無理だということに相なるものがございしたいと思つておるのであります。何と

いうことを考へておるわけではございません。

さらに質の点でございますが、これは先ほども申し上げました通り、法律上掲げられました要件といたしましては、債権の回収が確實と認められるということが條件になつております。債権回収が確實と認められるものであつて、しかも普通銀行が質的に十分その負担に應ずることがむずかしいというものと、言ひますのは、その範囲が非常にデリケートでございます。しいて申しますならば、金額は負担できないけれども、その半額なり、二割程度の危険ならば普通銀行も背負い得るやうな範囲が、おのずから狭いながらもあつて行きたい、こゝういふふうに考へておるわけでございます。お尋ねの点は、なか／＼抽象的でお答えしにくいのであります。要は、法律の趣旨を体して、一件々具體的に判断をして参りますより、しかたがないと考へております。

○深澤委員 輸出銀行は、政府が今強調しております東南アジア開発という問題と、非常に密接な関連があると思ふのであります。日本の財界も、この財界の行き詰まりで、東南アジア開発に大きな期待を持つてゐるやにわれわれは聞いてゐるのであります。が、今の御説明によりまして、昨年六月以来原材料の価格の騰貴のために、はなはだ困難な状態になつており、最近これは回復の傾向にあるといふことを言わ

れているのであります。しかし日本の原材料の価格は、依然として国際価格の中において高価であります。従つて国際市場においても、はなはだ困難な状況に当面していると考えているわけでありませう。輸出銀行もおそらくその点では、非常に困難を来されていると思ふのであります。そこで私のお伺いしたいことは、この東南アジア開発という方針に基づくプラント輸出というものは、希望のには何とかならばしないかとお考えになつておつても、事実上原材料が国際価格よりも高いという、この現実を解決しない限りは、なかなか困難であると思はれるわけでありませう。そこで輸出銀行といたしましては、單に銀行の事務的整理ということばかりでなしに、大きく東南アジアの開発という問題を國際的な見地からお考えになり、あるいは御研究になつておられるのであります。この東南アジアの開発の前途に對して、どういふ見解をお持ちになつておられるか。ひとつその点をお伺いしたいと思います。

○山縣説明員 たいま御指摘の点は、非常に広範圍にわたる大きな國の政策に関する部分が多い問題でございまして、もちろん私も十分に回答をすべき、またその立場でもないのをごさいます。輸出銀行として考えておりますが、輸出銀行といたしましては、輸出銀行といたしましては、その使命でありまして、そのプラント輸出の増進という見地から考えまして、どういふも輸出のもとになります。原材料の確保ということに關心を拂ひませんことには、あとの輸出が統かぬといふことになりませう。原材料は御承知のように世界的に非常にきゅうくつに

なつておりました。ことに現在には多くのものをアメリカ大陸から供給を受けておるのでございませうが、アメリカ方面におきましては、原材料の供給は非常にきゅうくつになりつつあるやに伺つておられます。従ひまして、日本が使います重工業の原材料を他の地域に求めることは、非常に大事なことを考えるのでございませう。その一つといたしまして、東南アジア地区にその場所を求めるといふことは、プラント輸出を將來増進する上において、きわめて重要なことと考へまして、私もその方面の御需要なり御計画に對しては、できるだけの御援助をいたすべきだと考へておられます。最近新聞紙上で御承知かと存じますが、インドにございませう。ゴアに鉄鉱石を開発いたしました。その開発用の資材をこちらからプラント輸出いたしました。その代金に相當するものは、開発の結果得られた鉄鉱石をもつて返済するという話が成立いたしました。私もこの銀行としてまことにすべき事業の一つと考へましたので、当初からその相談にあずかりまして、諸般の準備も大體順調に進行いたしました。間もなくその実現を見るに至るであろうと考へております。かくのごとくいたしまして、東南アジア各方面に同様なお話がだん／＼できて参りますならば、日本が使います重工業製品の原材料の価格におきまして、好影響があらうかと思ひます。これを促進して参ります。今後のプラント輸出増進上大いに有効なことであらうと存じますので、なお一層銀行といたしましては、御盡力を申し上げたいと考へておられるのでございませう。

○深澤委員 東南アジア関係は、御承知のようにスターリング地域であります。このスターリング地域の貿易に關しては日英協定が成立して、その前途に何らかの期待が持てるやうなぐあいに考へられたのであります。最近イギリスは、この東南アジア諸國のスターリング地域に對しまして、日本の原材料確保のための輸入に對しては、何らかの警告を発しているやにわれ／＼は承つておられるのであります。従つて、この日英協定の前途というものが、スターリング地域における日本の貿易の關係が、非常に困難に遭遇しているといふぐあいに、われ／＼は聞いておるのであります。そういう点に對しては、輸出銀行は業務に非常に大きな關係を持つていますが、何かお考えになつておられますか。

○山縣説明員 スターリング地域も、私も扱います仕事の上から申し上げますと、今後大いに努力して開拓をしなければならぬ地域であると考へております。その際におきまして、もし御指摘のような事態があらうと、非常に困難を感じるわけがございませう。政府御當局の方におかれましては、あるいはその辺の御事情も御判明かと思ひますが、私も日本の銀行に關する限りは、日本の取引の増進に關しまして、これに對していろいろ政策的にどういふやうなことがあつたという事実は、実はまだ承知をいたしていません。ちよつと私としては、それ以上お答えいたす材料を持つておりません。

○三宅(剛)委員 たいま議題となつております日本輸出銀行に關しまして、二、三の質疑をさしていただきました。一と思ひます。今回輸出銀行の資本金を二十億圓増資されました。今年度百億を百二十億に改められたわけがございませう。これによりまして、たゞいまの御説明にもありました通り、重点的に基礎産業あるいは重工業に屬するやうなものが多いと思ふのであります。が、輕工業等につきましても輸出の奨励等について、この銀行を利用することができましようか。それとも今のやうな電気とかあるいは鉄道とかいふやうな、大きい問題を中心として考へておられますか。その辺をひとつ承りたいと存じます。

○山縣説明員 現行法に關する限りにおきましては、取扱います業務の範圍は、先ほども申し上げました通り、法律上限定されておまして、品物から申しますと設備、船舶、車両等、いわゆるプラント輸出に關するものだけに限られておます。かつまたその融資の期間は六箇月以上にあつて資金を必要とするものといふことに定められておるのでございまして、これらの阿條件から申しますと、輕工業方面への輸出増進のための資金は、當行といたしましては放出し得ざる立場に置かれておるのでございませう。

○三宅(剛)委員 たいまの御説明でよくわかつたわけがございませう。むしろ日本の今後の産業情勢から考へますと、これと関連を持ちまして何らかの方法を講じたいと思ひます。それについて今重点的に説明されたわけがございませう。なおこの際承りたいと思ひます。この輸出先關係がアルゼンチンとかフィリピンとかいふやうになつておられますが、たいまの御説明によります。さらにインド方面等にも進むやうに考へられておるのであります。今後後援賠償あるいは技術賠償等と関連いたしまして、相當行くのではないかと考へますが、その辺についての構想があらうとしたら承りたいと存じます。

○山縣説明員 御指摘のやうなインド方面は、プラント輸出の將來の重要な市場であることは、私も同じやうに考へておられます。先方の情勢につきましては常時調査を怠らず、何時お話が出ましても、ただちにこの商取引に御協力申し上げるやうに、平時調査を怠らぬやうにいたしております。なお今後の賠償關係云々といふことは、實際まだ何らお話を承つておりませぬ關係上、銀行としての立場も申し上げかねる立場にございませう。

○三宅(剛)委員 もうしばらく聞きます。この電気機械、纖維機械、船舶、車両その他であります。その明細書があらうやうか。あらうしたら參考資料として御提出願えれば幸いに存じます。

○山縣説明員 たいまのお尋ねはそれほど複雑なことではございませぬから、この際申し上げます。今電気機械についてお尋ねがございました。思ひますが、私の申し上げたことは、どういふ品物が出ておるかといふことではありません。御承知のやうに個々の取引の会社關係におきましては、貿易の仕事といふものは、それ／＼貿易会社とメーカーとの間のいろいろな密接な關係がございませう。それがまた對外關係において、こちらの商取引の何と申しますか、一つの手のうちになりませう。それを公表するといふこと

は、実は私どもとしては避けておりますことなのでございまして、何か特に御必要がございましたらば、別途またさしつかえない範囲で申し上げることに、お許しをいただきたいと思ひます。

○小山委員 輸出銀行は金融機関でありますし、財源の確保については万全の策を持つておられると思ひますが、信用調査は一体輸出銀行の責任においてやつておられるのか。あるいは協同融資をやつておられる銀行がやつておられるのか。どういふふうになつておりますか。それを伺つておきたい。

○山陰説明員 業務を行うにあたりまして、取引先の信用調査と申しますものは、私どもの最も重点を置いておるところでございまして、しこうしてこの銀行の構想といたしまして、非常に小規模な人数をもつて仕事をしようという前提といたしましては、その大事な信用調査の仕事も、なるべく市中銀行その他の機関を煩わしまして、その資料によつて判断をするという建前と承知いたしておるのでございまして、現に市中銀行その他各種の信用調査機関等にお願いをいたしまして、できるだけ材料をその判断の基礎としていただいております。しかしながら判断そのものはどこまでも輸出銀行の責任でございまして、それらの材料に基きまして独自の判断を下し、それと協調銀行の御判断と照し合せて、いろいろ御相談をして融資の実行に當つてゐる次第でございまして。

○小山委員 そうしますと、あなたの方の判断はあなたの方でされるが、その資料は市中銀行が出すのであるということになつて来ると、非常に国家機関として不安はありませんか。

○山陰説明員 今申し上げましたのは、この銀行が設立の際にとられました構想でございまして、今日までわれわれはそれを実行いたしておるのでございまして、それらの資料においてな

お十分でない判断をいたしました場合、また一旦融資をいたしました場合、なおその管理上必要であると思ひますような場合に、直接調査をするということもぜひやらねばならぬことと考へまして、現に今日までの実績におきましても、みづから出張その他の方法によりまして、直接調査をいたしました分も相当でございまして、これは今後ともどこまでも責任をもつて融資を実行いたします以上は、やはり重要な調査部門として考へて行きたいと思つております。

○小山委員 私が伺つたのは、その取引先、つまりプラント輸出をつくらうとするこちら側の信用、これは割合にわかりやすいと思ひますが、問題は外国の注文主の信用調査をしないのでやつておられるのか、それもあわせてやつておるか、あるいは在外事務所等はそれに協力しておられるのか、それを伺つたのであります。

○山陰説明員 その点も重要な調査事項と考へてやつておりますが、實際の方法といたしましては、在外事務所を煩わすこともございまして、外国の銀行その他の金融機関を煩わしておる実例もございまして、またこちらのメーカーなり、貿易業者の手元にある調査の資料を提出してもらひまして、それによつてその相手方の信用状態を調査するという方法もあわせて用いております。その場合、これに際しまして、

それらの方法をとりまぜまして判断をいたしております。

○小山委員 次に、先ほどの説明を伺いますと、七十五億円の拂込みに対して貸出し四十三億で、三十二億ばかりまだ資金の分量が残つておりますし、またさらに拂込みをすべきものが七十五億ありますと、全体でまだ百五億ばかり金があるわけでありまして、そこで今度の二十億と合すると百二十億、回収金まで入れておそらく百三十億ばかりの資金量になるかと思つたのでありますけれども、これは大体今年度中、つまり昭和二十六年年度中に使い果すというふうなおつもりで考へておられるのか。それとも来年度の何月かまでの分も考へておられるのか。そういう資金の使用計画というふうなもの、どういふふうにお考へになつておりますか。

○山陰説明員 現在相当の資金の余裕を持つており、かつもし本案を成立させていただきますならば、御指摘のよう資金の余裕が生ずることはその通りでございまして、先ほど申し上げました通り、最近に至りまして業績がやや好転に向いつつあるように考へておるのでございまして、この上半期中はまことに業績不振でございましたが、ここに至りまして物価の関係、その他現実に引合ひ関係が多くなつておるといふ事実が、将来に仕事の増大を相当約束できるのではないかとこの感じを抱かせておるのでございまして、しからば先ほど申し上げました通り、現に参つております話だけでも相当な額に上つておりますので、この余裕の資金は年度内に相当貸出しに充てられるというのを信じておるのでございまして、しからば全部年度内に融通

し盡されるかというお尋ねに對しましては、この表にも一応表れておりますが、私どものやり方は一応わくを承諾いたしまして、資金の實際の貸出しは工事の進行に伴ひ、またその会社の資金繰りに応じまして、極力資金を節約して、適時適量に出すということに努力をいたしておるわけでありまして、従ひまして承諾額と現実の融通額との間には、何がしかの融通の残が常に残つて参るわけでございます。しかしながら承諾をいたしますにつきますしては、私どもの方に資本金の拂込みがございまして、責任を持つてその承諾に應ずることができないわけではございませんから、その意味におきましては、どの程度に相なりまするかかわりませんが、来年度に繰越される資金の余裕は、相当残らざるを得ないかと実は考へております。ただ具体的に何億でどういふことになりましますと、なか／＼事務柄が事務でございまして、計画というものが立ちにくいのでございまして、相当部分のものがこの年度内に、現実に通融される分に充てられるだらうと考へております。

○小山委員 従来の実績によりまして、輸出契約金額の大体四〇%が、あなたの方の貸出しの金額になつておるようであります。現在申込みを受けておられる金額は百八十五億、これは必ずしも貸出し適格の輸出契約ではなからうと思つておりますが、そうするとかりにこれ全部としまして四〇%ということになると、せい／＼七、八十億、あるいはもつと少い金額で済むのかも知れません。しかるに政府の未拂込みなり、あなたの方の貸出しの

額その他を見ると、まだ百億見当の余裕金があるように見受けられる。そうすると二十億今年度増資しなければならぬといふことは、今までの説明で聞くところ、何か大して急ぐ金ではないようなふうにも聞かれますが、どうしてこの二十億が足りないのだという積極的な説明をまだ聞いていない。その点についてはどういふふうにお考へになつておりますか。

○山陰説明員 先ほど申し上げました点でございまして、今後におけるプラント輸出の支拂い条件といたしましては、漸次その代金回収の年限が延びる傾向にございまして、ごく最近の事例を申し上げても、インドネシアで車両関係の入札がございまして、今月の初めでございまして、相当大きな入札がございまして、そのうち約五百万ドルばかりは、日本が入れましたが最低でございまして、当然日本へ来るものと思つておりましたが、いざ契約の段階になりまして、インドネシアの方では六年間四分利で代金の延納を認めろ、こういう条件を申し込つたのであります。インドネシアに對しまして六箇年間四分利で、その代金の延納を認めろといふことにつきますしては、こちらの業者にもその準備がございせんために、せいぜい勉強いたしまして三年ではどうだといふことで折衝いたしたのでございまして、オランダ、オーストリアあたり六年の条件を承諾いたしましたために、多少日本よりは高値でございしましたが、そちらに参つてしまつたような状況でございまして、そのほか南米等から参つております引合ひも、原則として五年ぐらゐの延納を要求して

参つております。それらのことを考えますと、だん／＼資金の回転もおそくなるのではないかと、うううに思ひますので、私どもの方といたしましては、大事なプラント輸出に、資金がなからぬに切れないという状態に極力置かないようにという意味で、万全の備えとしてぜひお願いいたしたいと考えております。

○小山委員 それは期限も長期になりまして、ただ私の聞いておるのには、現在話し合ひ中のもので百八十五億、この中には適格でないものもありまして、ほんとうに適格者としてあなたの方でお認めになるのはせいぜい百三、四十億であらう。従来の実績によりますれば、その四〇％くらいは協調融資によつてあなたの方で出されておるのであるから、現在これくらいのものはまかなえるのではないかと。さらに二十億増資する積極的理由というものをまだ聞いていないが、一体数字上積極的理由というものはどこでお出しになるのか、こういうことを聞いておるのです。ただ抽象的に今後契約が長くなるとか、あるいは一件の金額が大きくなるとか、そういうことでなしに、二十億増資しなければならぬほんとうの緊急の必要があるのだから、という説明をまだ聞いていない。そういうことを言つておるのであります。

○山縣説明員 ただいまお手元にお目にかけた申込み状況の処理をいたしますためには、お話のように、おそらくは七、八十億の資金があれば事足りるかと思ひます。ただ申込みは逐次新しいのが参るわけでございますので、本年度内にはなお相当新しい申込

みがやつて来ると思ひます。その上先ほど申しましたような理由によりまして、私どもとしては資金に万全の備えをつくるという意味におきまして、ぜひとももし政府において余裕があらひなれば、できるだけ充実をお願いしたいという趣意を常時考へております。そういう意味合いにおきまして、今回のこの措置につきまして、私どもは非常に期待いたしておるわけでありますが、具体的にそれを何箇月に幾らというふうに表示せしめられたいというふうな事柄の性質上、それは非常にむづかしいのでありまして、そこは何と申しますか、見込みと申しますといかに抽象的でございますが、実際の問題といたしまして、一種の見込みというところでございまして、よりほか、処理の方法がない立場にございまして。

○小山委員 あなたの方からは積極的な何があるから、どの振合ひがどうしたかというところは、銀行局長に聞くことにいたします。次に輸入金融を日本輸出銀行でやつたらどうかという話は、これはしばしば問題になるのでありますが、輸入金融をやつた方がよいという理由について、あなたの方で考へていらつしやるところをひとつ伺ひたい。

○山縣説明員 輸出銀行に輸入金融業務をまかせ行はしむるという案は、政府の御当局の方におきまして、いろいろ御検討のことと承つております。銀行の立場といたしまして、これはぜひひきよな運びにお願いいたしたと考へては、私どもはどの程度もプラント輸出の増進を中心に考へて、このことは間違ひございせんが、そのプ

ラント輸出の増進をするにいたしましたとしても、先ほども一言申しました通り、その原材料は大部分を輸入にまたなければならぬ立場に置かれておるのでございまして、従ひまして輸出を増進するといふ見地において、その原材料たるものを輸入するについて、輸入金融業務をまかせ行はしむるという案は、政府の御当局の方におきまして、いろいろ御検討のことと承つております。銀行の立場といたしまして、これはぜひひきよな運びにお願いいたしたと考へては、私どもはどの程度もプラント輸出の増進を中心に考へて、このことは間違ひございせんが、そのプ

最近の取引の実情をうかがいますと、相当長い前の期間において、前金を要求されるのが多いという話でございます。長期に原材料の供給を確保いたしますためには、どうしても前金を打つて行かなければならぬというのが、漸時一般的になりつつあるやに伺ひますので、さうな場合にございましては、輸出と結びつく意味において、さうな前金の金融業務をこの銀行が受持つというところは、意味が多いことじやなかろうか、かように銀行当局としては考へておるのでございます。

○小山委員 これは仮定の問題であります。その場合に外国為替の売買も輸出銀行がやらなければ不便でございます。さうか。それとも外国為替の方は他の金融機関でやつてもよろしゅうございませうか。

○山縣説明員 その場合におきまして外国為替業務を行うというところは、実は全然私どもの方では考へておりません。

○山縣説明員 私どもが融資の対象といたしまして取扱います輸出業務と申しますのは、ただいま御指摘のやうに、最も徹底処理を要する事柄であらうと思ひます。私どもといたしましては、特にその点を重視しまして、極力すみやかに調査を遂げまして、支障を生ずることのないやうに努力いたして参つたのでございまして、ただ銀行開設当初におきましては、何分にも取引をいたす先が全然新しい先でありまして、かつ全然新しい事柄でございまして、また一面においては大事な国家資金をお預かりしておるから、間違ひがないやうにしなければならぬという要請もございまして、それこれ合せまして、あるいは業者の方に多少の御迷惑をおかけしたやうなことがあつたかも知れませんが、最近の状態におきましては、業界においてもこちらの要求するところをよくあらかじめ御了解になり、また私どもの方におきまして、事務の取扱ひに非常に習熟をいたして参りましたので、調査に時間を要するため、取引上おさしつかえを生じておるというところは、現在はないつもりでお

ります。しかしこれは大事なことでございまして、今後十分その点に注意を怠らぬやうにいたしたいと思ひます。

○宮腰委員 この金融の問題の基準の考へ方でございますが、金融の仕方としては、おそらく独自の見解で行かれるのではないかと考へられますが、もしも協調融資の場合に、市中銀行がこれは貸してもいいのだ、場合によつては政府の政策において、これは貸し與えなければならぬという場合には、政府の拘束を受ける、そういう場合にはどのような御見解でやるのか。それをお聞きしたい。

○山縣説明員 私どもといたしましては、どこまでもそれは独自の判断に基くものと思ひます。ただ自分の判断が誤りませんために、常に協調融資銀行ともお互ひに意見を交換し、政府の御意見も常に承知いたしまして、意は、十分にしなければならぬと思つておりますが、どこまでも最終の判断は自分の責任と考へております。

○宮腰委員 これは政策問題で、金融とは少し離れるやうであります。東アジアのスターリング地域に對する輸出状態が非常に悪いやうでありまして、そういうことを英國の代表もはつきり言つておられます。こういう場合にバーターで、たとえばプラント輸出によつて、ゴアの鉄鉱石が買えるというやうな場合には、非常に高い鉄鉱石を輸入するやうな点がないかと思ひます。その場合の決済方法をどういうふうにお考へになるか。それを伺ひたい。

○山縣説明員 鐵鉱石が買えるというやうな場合には、非常に高い鉄鉱石を輸入するやうな点がないかと思ひます。その場合の決済方法をどういうふうにお考へになるか。それを伺ひたい。

○山縣説明員 鐵鉱石が買えるというやうな場合には、非常に高い鉄鉱石を輸入するやうな点がないかと思ひます。その場合の決済方法をどういうふうにお考へになるか。それを伺ひたい。

○山縣説明員 鐵鉱石が買えるというやうな場合には、非常に高い鉄鉱石を輸入するやうな点がないかと思ひます。その場合の決済方法をどういうふうにお考へになるか。それを伺ひたい。

○官報委員 議事進行についてお願いがあります。きょうは輸出銀行のことでありまして、かつて大蔵省の経験を

あつても、この席上では述べられないはずだと思ふ。これは大蔵大臣なりあるいは大蔵大臣の代理者におきまして、説明をせなければならぬだろうと思ふ。話が進んで参りまして、はなはだ好むところではありませんが、思はず一言二言いやな言葉も出たわけでありますが、その点十分御留意いただきたいと思います、今後の審議に支障ないように御配慮を賜りたいことを、議事進行としてお願いいたしておきます。

さらにこの機会にほんとうに事務的なことを、輸出銀行の方に伺ひたいします。業務方法書の第五條に期限が三年となつてゐることは、前にも御説明があつたと思いますが、一体輸出銀行自体として、プラント輸出の融資期限はどのへんが適當だと思へになつてゐるか。先ほどもインドネシアの事例がありました、六箇年間の四分利では受切れないということでは、プラント輸出のほんとうの金融を達成することは困難であらう。これは極端な言い方かもしれませんが、私どもはそう思つております。プラント輸出で三年以上の長期のものが使えないなどというような銀行でありましたならば、これは名目倒れであつて、ないよりはまゝでありましたようけれども、かえつてあつたといふことの名をはずかしめるくらいがある。そこでいつぞや々々二十億くらいの資本を増加するなどという問題を取上げて考えるよりも、もつと飛躍いたしましたプラント輸出の眞の目的を達するように業務を拡張していただきたい。こういう点についての積極的な御構想があるか。あるいは河上総裁にお伺ひするのが適當かと思いますが、これもおさしつかえがあ

つたからお話くださなくてもけっこうであります。おさしつかえない程度にしておきましてひとつお話をいただいたたい。私どもの考えているプラント輸出というものは、今の業務方法書では満足が行かないという前提で、お話をいただきたいと思っております。

○山腰説明員 業務方法書に掲げました融資期限の点は、法律の規定をそっくり移しまして、原則として三年以内、但し特別の場合には五年までということにいたしました。御指摘のようにだんだん／＼実はプラント輸出の代金返済の年限が延びつつあるのでありまして、どうもただいま掲げてございますように、五年は稀有の例外ということでは処理し切れない情勢だろうということとは、実は私も考えております。ただ五年をこの際六年、七年、十年と延ばしたらいいかということにつきましては、私どももいたしましたしては、まず現状といたしましては、五年なら相当行けるのではないかと考えております。むしろ期限のと、ところで今特に研究をいたしておりますのは、六箇月以上という点がどうも実情に適合ぬ点があるように思います。御承知の通り貿易手形は一帖三箇月ということになつております。その三箇月と六箇月のつなぎというのは、金融制度的にちよつと弱い点がございますので、機会がございましたら、むしろ融資期限の方は六箇月をもう少し詰めてはどうか。たとえば四箇月以上とか三箇月以上とかしたらどうだ。それから実際問題といたしまして、五年というのをごく稀有の例外とは考えずに、相当これに認めるものというような読み方で、

現行法を讀んで行くというようなことを考えております。

○宮唄委員　もう一つお伺いたしますが、これはどうもはなはだ自分自身の人格にも関するようなことで、言いくいことでもありますが、しばしば委員会にお越しを願うこともできないだろうから、この機会について悪口になるかも知れませんが、お許しをいただいで聞いていただきたいことは、今まで見返り資金との協調融資を中小企業の金融やその他でやつております。あるいは造船の金融等も協調融資の形をなつておりますが、どうも協調融資が市中銀行の操作におきまして、必ずしも万人の納得するような方向に行つておりません。利息も、俗な言葉で言へば頭をはねるといいますか、あるいは一種の金融裏街道のような操作が、しばしば話題に乗つてゐるわけです。輸出銀行は発足早々でもありますが、それよりもつばな方々が理事者になつておられるので、さうなことは心配するのには無用かと思いますが、世間かようなふうなうわさをすることが決してないわけにはありません。すでにちりちり入りと耳に入る。ことに輸出銀行の役職員に對しては、待遇等については、非常な点においては、市中銀行よりも若干下まわつてゐるという点がある等の関係から、さうなことが言われているというふうなことが、すでに現在とちちらほら聞かれるわけがあります。この眞偽は私は追究するものではありませんが、どうかさうなことのないやうにひとつ嚴重に業務の御執行をお願いしたい、こう思うのでありますが、今日の関連におきまして、たとえば市

中銀行で、極端な例を申せば、二割の協調融資というような場合には、事実二割を融資せずに、あるいはウィンド・ドレッシングと申しますか、さような方法で自分の方は抱いてしまつて、單に輸出銀行の資金だけを利用したというような、こういう疑いのあるようなことはございませんでしようか。これはもし何なら速記録に載せなくともけっこうですが、ぼつ／＼そういうことを耳にしまして、はなはだ不愉快に思つてゐるわけです。この際率直な御説明を願ひたいと思ひます。

○山際説明員 御指摘の点につきましては、輸出銀行に関する限りの側におきましては、まず私どもは御懸念をいただく点はないものという確信のもとにやつております。ただ協調融資の銀行側で、私どもの融資をどういうふうにご利用されておりますか、その辺は私どもとしても十分に承知はできませんが、ただ考えられるような、たゞいま御指摘のございましたような、協調といつても実は融資銀行は別に何も出さないで、輸出銀行だけの資金でやるといつたようなことにつきましては、最初から実はその点は私の方も十分留意いたしまして、嚴重なるその会社の資金繰りの表を取りまして、わくは承諾してもその資金繰りにあわせて、小刻みに資金を出すという方法をとつたのでございまして、御指摘のような懸念は万ないというつもりでやつておるのでございます。具体的に私どもの方で、この融資についてさようなことが起つたということは、実はまだ耳にいたしません、あり得ることとは思ひますので、私どもから見ました点に

おきまして、できるだけの注意は拂ひたいと存じます。

○夏堀委員長 委員長より銀行局長に申し入れておきます。ただいま宮嶋君より、本委員会に政府委員が一人も出ていないではないかということで、たいへんおしかりを受けております。その通りであります。常に大蔵委員会は軽視されておるといふことが問題になつておりますので、今後そういうことのないように警告いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時十一分散会